

平成30年12月27日判決言渡

平成29年(行ケ)第10225号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 平成30年10月10日

判 決

原 告 サ ノ フ ィ

訴訟代理人弁護士	三 村 量 一
同	東 崎 賢 治
同	中 島 慧
同	松 下 昂 永
訴訟代理人弁理士	南 条 雅 裕
同	瀬 田 あ や 子
同	伊 波 興 一 朗

被 告 アムジエン・インコーポレーテッド

訴訟代理人弁護士	大 野 聖 二
同	多 田 宏 文
同	山 口 裕 司
訴訟復代理人弁理士	森 田 裕

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- 3 この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間を30

日と定める。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

特許庁が無効2016-800004号事件について平成29年8月2日にした審決のうち、特許第5705288号の請求項1及び9に係る部分を取り消す。

第2 事案の概要

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 被告は、平成20年8月22日（優先日平成19年8月23日、同年1月21日、平成20年1月9日及び同年8月4日（以下「本件優先日」という。）、優先権主張国米国）を国際出願日とする特許出願（特願2010-522084号）の一部を分割して、平成25年9月20日、発明の名称を「プロタンパク質コンベルターゼスブチリシンケクシン9型（PCK9）に対する抗原結合タンパク質」とする発明について特許出願（以下「本件出願」という。）をし、平成27年3月6日、特許権の設定登録（特許番号第5705288号。請求項の数9。以下、この特許を「本件特許」という。甲201、211）を受けた。

(2) 原告は、平成28年1月18日、本件特許について特許無効審判（無効2016-800004号事件）を請求した（甲212）。

被告は、平成29年3月9日付けの審決の予告（甲225）を受けたため、同年5月8日付で、特許請求の範囲の請求項1ないし4及び9からなる一群の請求項のうち、請求項1及び9を訂正し、請求項2ないし4を削除する、請求項5ないし8からなる一群の請求項を削除する旨の訂正請求（以下「本件訂正」という。甲203）をした。

その後、特許庁は、同年8月2日、本件訂正を認めた上、「本件特許の請求項1、9に係る発明についての審判請求は成り立たない。請求項2な

いし 8 に係る審判請求を却下する。」との審決（以下「本件審決」という。）をし、その謄本は、同月 10 日、原告に送達された。

- (3) 原告は、平成 29 年 12 月 8 日、本件審決のうち、本件特許の請求項 1 及び 9 に係る部分の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 特許請求の範囲の記載

本件訂正後の特許請求の範囲の請求項 1 及び 9 の記載は、以下のとおりである（以下、請求項 1 に係る発明を「本件訂正発明 1」、請求項 9 に係る発明を「本件訂正発明 9」という。甲 203）。

【請求項 1】 PCSK9 と LDLR タンパク質の結合を中和することができ、PCSK9 との結合に関して、配列番号 49 のアミノ酸配列からなる重鎖可変領域を含む重鎖と、配列番号 23 のアミノ酸配列からなる軽鎖可変領域を含む軽鎖とを含む抗体と競合する、単離されたモノクローナル抗体。

【請求項 9】 請求項 1 に記載の単離されたモノクローナル抗体を含む、医薬組成物。

3 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は、別紙審決書（写し）記載のとおりである。このうち、請求項 1 及び 9 に係る部分の要旨は、以下のとおりである。

- (1) サポート要件違反（無効理由 1）について

①（明細書の）発明の詳細な説明には、本件訂正発明 1 に含まれる具体的な抗体が多種類記載されているし、その作成方法及びスクリーニング方法の記載に基づいて本件訂正発明 1 に含まれる抗体をさらに得ることができると当業者は理解できるから、本件訂正発明 1 はその全体にわたって発明の詳細な説明に記載したものであり、②本件訂正発明 1 の抗体が医薬として使用できることは、理論的にも、実験的にも記載されているから、本件訂正発明 9 も、発明の詳細な説明に記載したものである。

したがって、本件訂正発明 1 及び 9 は、特許法 36 条 6 項 1 号の規定す

る要件（サポート要件）を満たすから、請求人（原告）主張の無効理由1は理由がない。

(2) 実施可能要件違反（無効理由2）について

発明の詳細な説明には、本件訂正発明1に係る抗体及び本件訂正発明9に係る医薬組成物について、当業者が作り、使うことができる程度に記載されているから、本件訂正発明1及び9は特許法36条4項1号の定める要件（実施可能要件）を満たしていないとの請求人（原告）主張の無効理由2は理由がない。

(3) 甲1を主引用例とする進歩性欠如（無効理由4）について

本件優先日前に頒布された刊行物である甲1（「J. Clin. Invest., vol. 116 (11), pp. 2995-3005 (2006)」・訳文甲1の2）は、高コレステロール血症の治療用医薬を開発する目的で、PCSK9とLDLRの相互作用を阻害する物質を探索する動機づけを与えるものであり、生体分子間の相互作用を阻害する物質として抗体は周知であるから、当業者であれば、PCSK9とLDLRの相互作用を阻害する抗体の作成を容易に想到し得るとまでは認められる。

しかしながら、技術常識を考慮しても、甲1から、「配列番号49のアミノ酸配列からなる重鎖可変領域を含む重鎖と、配列番号23のアミノ酸配列からなる軽鎖可変領域を含む軽鎖とを含む抗体」という特有の構造を有する抗体を導き出すことはできないし、まして、当該抗体と「競合する抗体」についてはなおさらであるから、本件訂正発明1及び9は、甲1及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をできたものと認められず、請求人（原告）主張の無効理由4は理由がない。

第3 当事者の主張

1 取消事由1－1（本件訂正発明1の進歩性の判断の誤り）

(1) 原告の主張

ア 甲1の開示事項について

(ア) 甲1の記載事項（2995頁の3行～14行（「要約」），3002頁左欄下から7行～右欄4行，3002頁右欄下から6行～最終行）によれば、甲1には、PCK9がLDLRに対して細胞外で結合して、LDLRの減少を導くことを実証した上で、PCK9とLDLRとの相互作用（結合）を阻害（中和）する結合中和抗体が高コレステロール血症の治療のために有用であり得ることが明示的に開示されている。

上記開示事項は、PCK9とLDLRとの結合を阻害する抗体（結合中和抗体）を取得し、その有用性を試験することを明示的に動機づけるものといえる。

(イ) 甲1の記載事項によれば、甲1には、「PCK9とLDLRとの結合を阻害する抗体」の開示がある。

そして、本件訂正発明1と甲1記載の発明の一致点及び相違点は、次のとおりである。

(一致点)

「PCK9とLDLRとの結合を阻害する抗体」である点
(相違点1)

PCK9とLDLRとの結合を阻害する抗体が、本件訂正発明1では、単離されたモノクローナル抗体であるのに対し、甲1には、その点が明示的には記載されていない点

(相違点2)

PCK9とLDLRとの結合を阻害する抗体が、本件訂正発明1では、「配列番号49のアミノ酸配列からなる重鎖可変領域を含む重鎖と、配列番号23のアミノ酸配列からなる軽鎖可変領域を含む軽鎖とを含む抗体」（以下「21B12抗体」又は「参照抗体」という場合があ

る。)と競合するのに対し、甲1には、その点が明示的には記載されていない点

イ 相違点1の容易想到性について

本件優先日当時、抗原に対して特異的な結合を有するモノクローナル抗体を作成する方法(動物免疫法、ファージディスプレイ法等)、種々のモノクローナル抗体の中から結合中和抗体を選別するアッセイ方法(抗体のスクリーニングにおいて抗原をビオチン化により固相化する方法等)は、周知であった(例えば、甲220ないし224)。

そして、甲1に接した当業者は、PCK9とLDLRとの結合中和抗体を取得し、その有用性を試験することの動機づけがあるから(前記ア(ア))、甲1及び上記周知技術に基づいて、PCK9とLDLRとの結合を阻害するモノクローナル抗体(相違点1に係る本件訂正発明1の構成)を容易に想到することができたものである。

ウ 相違点2の容易想到性について

(ア) PCK9とLDLRとの結合中和抗体が、PCK9上のLDLRと結合する部位又はせいぜいそのごく近傍においてPCK9に結合しようとする際に、同様の部位に結合しようとする参照抗体と競合すること(同時に存在したならば、立体的にぶつかりあうこと)は、当然に大いに生じ得ることである。

PCK9とLDLRとの結合中和抗体の多くが、参照抗体と競合することは、本件出願の願書に添付した明細書(以下、図面を含めて、「本件明細書」という。甲201)記載の図27D(PCK9上のLDLR及び参照抗体の結合部位の位置関係を示した図)及び実施例37の表37.1(参照抗体と競合するか否かを何ら指標とすることなく、PCK9とLDLRとの結合中和抗体を複数作成したところ、そのような抗体の多く(ビン1~4の抗体の総数に対するビン1~2の抗

体の数の割合が約 6 5 %) が、参照抗体と競合するものであったことを記載したもの) から裏付けられる。

さらには、本件明細書に記載されたデータに基づいて解析を行った、A教授の平成 29 年 1 月 5 日付け及び平成 30 年 4 月 22 日付け各供述書（甲 204, 215。以下、これらを併せて、「A教授の供述書」という。）によっても裏付けられる。

したがって、PCK9 と LDLR との結合中和抗体を取得した場合、その中には参照抗体と競合する抗体が多く含まれており、少なくとも所定の割合で含まれているといえるから、当業者は、何らかの PCK9 と LDLR との結合中和抗体をいくつか作成するだけで、参照抗体と競合する結合中和抗体を取得し得たものといえる。

(イ) そして、甲 1 に接した当業者は、PCK9 と LDLR との結合中和抗体を取得し、その有用性を試験することの動機づけがあるから（前記ア(ア)）、甲 1 及び前記イの周知技術に基づいて、PCK9 と LDLR との結合中和抗体をいくつか作成するだけで、参照抗体と競合する結合中和抗体（相違点 2 に係る本件訂正発明 1 の構成）を容易に想到することができたものである。

(ウ) これに対し、被告は、本件訂正発明 1 の抗体は、免疫応答を誘導するための免疫補助剤（アジュバント）の使用など、動物免疫法における工夫、PCK9 をプレートに付着させる固相化法として、ビオチニュートラビジンリンカーを介してプレートに固相化する方法（ビオチニ化による固相化法）の採用、変異型 PCK9（D374Y PCK9）を用いた、参照抗体と競合する抗体のスクリーニング系などに特徴がある、本件明細書記載の作製方法によって初めて得られたものであって、本件優先日当時の周知技術のみでは本件訂正発明 1 の抗体を取得することはできなかった旨主張する。

しかしながら、前記イのとおり、本件優先日当時、動物免疫法、ファージディスプレイ法等によりモノクローナル抗体を作成する方法や、ビオチン化による固相化法は周知であったものであり、動物免疫法における免疫補助剤の使用も、既に行われていたものにすぎない（例えば、甲220）。

また、本件優先日前のPCK9とLDLRとの結合中和抗体に関するメルク社（メルク エンド カンパニー インコーポレーテッド）の出願（乙7）及びノバルティス社（ノバルティス アーゲー。以下同じ。）の出願（乙9）では、動物免疫法を採用せずに、いずれもファージディスプレイ法を採用し、変異型PCK9を用いたスクリーニングも行っていないこと、メルク社の出願ではビオチン化による固相化法ではなく、V5-タグを用いた固相化法を採用し、ノバルティス社の出願では、ビオチニーストレプトアビジンを用いたビオチン化による固相化法を採用していることに照らすと、被告主張の動物免疫法の工夫、ビオチン化による固相化法及び変異型PCK9を用いたスクリーニングの採用がなくても、従来技術によって、PCK9とLDLRとの結合中和抗体を取得できたことは明らかである。

そして、何らかのPCK9とLDLRとの結合中和抗体をいくつか作成するだけで、参考抗体と競合する結合中和抗体を取得し得たことは、前記ウ(ア)のとおりであるから、被告の上記主張は理由がない。

エ 小括

以上のとおり、当業者は、甲1及び周知技術に基づいて、本件訂正発明1に含まれる抗体を容易に想到することができたものであるから、これと異なる本件審決の判断は誤りである。

(2) 被告の主張

ア 甲1の開示事項の主張に対し

(ア) 甲1には、PCK9とLDLRとの相互作用を阻害する抗体を取得する可能性が記載されているにすぎず、PCK9とLDLRとの結合中和抗体を取得したことはもちろんのこと、そのような抗体自体の記載もない。

また、甲1には、特定の参照抗体と競合する抗体はもちろんのこと、そのような抗体が血清LDLコレステロールの低下に特に適していることについての記載も示唆もない。

さらに、本件優先日当時、体内におけるPCK9の正確な機能及び作用機構は判明しておらず、PCK9が実際に細胞内で機能するのか、細胞外で機能するのか、そのどちらが有意な経路であるのかは不明であった。また、甲1に、「現在入手可能なデータは、PCK9が細胞外と細胞内とで機能し得ることを示唆するが、しかし、いずれの経路が通常のおよび／または病的条件下において優勢であるのか分からぬ。」などの記載があることからすると、甲1は、PCK9が細胞外でLDLRに作用することを実証したものとはいえない。むしろ、甲1の著者らが本件優先日の前後に公表した著作（乙4、5）によれば、甲1の著者らは、本件優先日時点で、PCK9が体内の細胞外でLDLRに作用すると判断できていなかったものである。

以上によれば、甲1の記載事項は、PCK9とLDLRとの結合中和抗体を取得し、その有用性を試験することの動機づけとはならない。

(イ) 前記(ア)のとおり、甲1には、PCK9とLDLRとの結合中和抗体の記載はないから、原告主張の本件訂正発明1と甲1記載の発明の一一致点は存在しない。

イ 相違点1及び2の容易想到性の主張に対し

(ア) 甲1には、PCK9とLDLRとの結合を中和するモノクローナル抗体を得ることについての記載も示唆もない。

また、本件訂正発明1の抗体は、本件明細書に開示された特定の方法を用いて初めて得られたものであり、その方法は、周知慣用技術とは異なるものである。すなわち、本件明細書の表3に示されるように非常に強力な免疫計画を確立し、動物の免疫システムにできるだけ多くの表面領域に結合する抗体を作製させるようにし、PCK9の投与部位を交互に入れ替え、強力な免疫応答を誘導するための免疫補助剤（アジュvant）を交互に使用することにより、多様な抗PCK9抗体のプールを得たこと、PCK9をプレートに付着させる固相化法として、ビオチン-ニュートラビジンリンカーを介してプレートに固相化する方法（ビオチン化による固相化法）を採用したこと、変異型PCK9（D374Y PCK9）を用いた、参照抗体と競合する抗体のスクリーニング系の構築において極めて高い基準を設定したことに特徴がある。

加えて、本件優先日当時、①周知慣用技術のみを用いて取得し得た、参照抗体又は本件訂正発明1とはLDLRとの結合部位が異なる、PCK9とLDLRとの結合中和抗体が様々に存在し得たこと（乙7, 9）、②PCK9がいずれの箇所でLDLRと結合しているのか知られておらず、適したPCK9の固相化法を選択する必要性も知られていなかったこと、③参照抗体と競合する特性を有する抗体を得るためのスクリーニング系が存在せず、周知慣用技術には、そのような特性を有する抗体を選択するための他の指標は存在しなかったことに照らすと、当業者は、甲1及び周知技術に基づいて、本件訂正発明1（「PCK9とLDLRタンパク質の結合を中和することができ、PCK9との結合に関して、参照抗体と競合する、単離されたモノクローナル抗体」）を容易に想到することができたものとはいえない。

(イ) この点に関し、原告は、PCK9とLDLRとの結合中和抗体を

取得した場合、その中には参照抗体と競合する抗体が多く含まれており、少なくとも所定の割合で含まれているから、当業者は、何らかの P C S K 9 と L D L Rとの結合中和抗体をいくつか作成するだけで、参照抗体とも競合する結合中和抗体を取得し得たから、当業者は、甲 1 及び周知技術に基づいて、本件訂正発明 1 を容易に想到することができた旨主張する。

しかしながら、原告が根拠として挙げる本件明細書記載の表 3 7. 1 は、参照抗体又は 3 1 H 4 抗体と競合するものの一部を記載したものであって、この表を分析しても、P C S K 9 と L D L Rとの結合中和抗体のうち、参照抗体と競合する抗体の割合を導き出すことはできない。

また、原告が根拠として挙げる A 教授の供述書における本件明細書の図 2 7 D に基づく分析は、「競合領域」の設定が適切でなく、P C S K 9 の表面の立体形状を考慮していない、具体的な実証データに基づく分析ではないなどの問題（乙 1）がある。

したがって、原告の上記主張は、その前提において理由がない。

ウ 小括

以上のとおり、当業者は、甲 1 及び周知技術に基づいて、本件訂正発明 1 に含まれる抗体を容易に想到することができたものとはいえないから、これと同旨の本件審決の判断に誤りはない。

2 取消事由 1 – 2 （本件訂正発明 9 の進歩性の判断の誤り）

(1) 原告の主張

本件訂正発明 9 は、本件訂正発明 1 記載の抗体を含む医薬組成物に関する発明である。

前記 1 (1)ア(ア)のとおり、甲 1 には、P C S K 9 と L D L Rとの結合中和抗体が高コレステロール血症の治療のために有用であり得ることが明示的に開示されている。

そうすると、前記1(1)と同様の理由により、当業者は、甲1及び周知技術に基づいて、本件訂正発明9に含まれる医薬組成物を容易に想到することができたものであるから、これと異なる本件審決の判断は誤りである。

(2) 被告の主張

原告の主張は争う。

3 取消事由2（サポート要件の判断の誤り）

(1) 原告の主張

ア 本件訂正発明1における解決すべき課題は、「P C S K 9とL D L Rタンパク質の結合を中和することができる抗体」を提供すること、すなわち、P C S K 9とL D L Rとの結合中和抗体を提供することであり、本件訂正発明9における解決すべき課題も、同様に、P C S K 9とL D L Rとの結合中和抗体を含む医薬組成物を提供することである。

イ(ア) 本件訂正発明1の特許請求の範囲（請求項1）は、抗体の構造を特定することなく、機能ないし特性（「結合中和」及び「参照抗体との競合」）のみによって定義された発明であるため、文言上ありとあらゆる構造の膨大な数ないし種類の抗体を含むものである。

すなわち、抗体の結合特異性は、相補性決定領域（C D R）のアミノ酸配列、主として、重鎖C D R 1、重鎖C D R 2及び重鎖C D R 3（以下「重鎖C D R 1～3」と総称する場合がある。）と軽鎖C D R 1、軽鎖C D R 2及び軽鎖C D R 3（以下「軽鎖C D R 1～3」と総称する場合がある。）によって決定され、重鎖C D R 1～3や軽鎖C D R 1～3において、1アミノ酸が置換・付加・欠失しただけでも、置換等の位置や種類によっては、結合特異性をほとんど失うこともごく一般的であることは、技術常識である。

しかるところ、本件訂正発明1は、抗体の構造を特定していないため、本件訂正発明1には、参照抗体の重鎖可変領域（重鎖C D R 1～3を含

む。) 及び軽鎖可変領域(軽鎖CDR1～3を含む。)とはアミノ酸配列において全く異なる重鎖可変領域及び軽鎖可変領域を有する多種多様な結合中和抗体も文言上含まれ得る。さらには、本件訂正発明1には、未だ知られていない膨大な種類の抗体も文言上含まれ得る。

(イ) 本件明細書の発明の詳細な説明には、本件訂正発明1に文言上含まれ得る具体的な抗体として、わずか3グループないし3種類の抗体しか記載されていない。

すなわち、本件明細書記載の実施例37(段落【0489】～【0495】)には、表37.1のビン1とビン2に分類された抗体が、本件訂正発明1の「参照抗体と競合する」との要件を充足する抗体であるとの記載がある。これらの抗体について、本件明細書記載の重鎖CDR1～3及び軽鎖CDR1～3のアミノ酸配列の同一性を検討し、そのアミノ酸配列に基づいて、アミノ酸置換が許容されると認識される範囲のものを分類すると、27E7抗体及びその変異体(グループ1)，1A12抗体及びその変異体(グループ2)，23B5抗体及びその変異体(グループ3)の3グループの抗体に分類される。そして、参照抗体と競合する抗体の多くは、グループ1に含まれ、参照抗体とはわずかのアミノ酸置換の違いしかなく、参照抗体と実質的にほぼ同じものでしかない。

このような本件明細書に記載された具体的な抗体(わずか3グループないし3種類の抗体)から、本件訂正発明1の特許請求の範囲(請求項1)に含まれ得る抗体全体にまで拡張ないし一般化することはできない。

(ウ) 本件訂正発明1は、特定の参照抗体と「競合する」ことによって特定されるPCSK9とLDLRとの結合中和抗体の発明であるところ、参照抗体と「競合する」抗体であれば、PCSK9とLDLRとが結合中和するとはいはず、参照抗体と「競合する」抗体であることは、「結

合中和」の指標にはならない。

すなわち、ある抗体が「P C S K 9との結合に関して参照抗体と競合する」というのは、基本的には、当該ある抗体が、参照抗体と物理的な障害を生じさせる位置でP C S K 9に結合することを意味するが、当該位置が、P C S K 9とL D L Rとの結合を阻害する位置とは限らない。

このことは、本件明細書の図27Dを基に作成した別紙3の図A及びBからも、明らかである。図Aのとおり、参照抗体（21B12抗体）と31H4抗体との結合部位との中間付近がP C S K 9とL D L Rとの結合部位であるところ、参照抗体（21B12抗体）の左上側でP C S K 9に結合する抗体（紫の楕円で示した仮想の抗体）は、参照抗体（21B12抗体）と競合するが、P C S K 9とL D L Rの結合を中和することはできない。さらに、参照抗体と「競合する」としても、P C S K 9とL D L Rとが結合中和するとはいえないことは、A教授の供述書によっても裏付けられる。

加えて、本件明細書の実施例では、抗体の取得の段階においてまずP C S K 9とL D L Rとの結合を中和する抗体を選別する中和試験を行った後に、参照抗体との競合試験を行っているから、本件明細書の発明の詳細な説明に記載された試験によっては、参照抗体と競合することによって、P C S K 9とL D L Rとの結合を中和する抗体であることを示すことができない

したがって、本件明細書の記載から、参照抗体と「競合する」抗体であれば、P C S K 9とL D L Rとの結合中和抗体の提供という本件訂正発明1の課題を解決できると認識し得るものとはいえない。

(エ) 以上によれば、本件明細書に記載されていないありとあらゆる構造の抗体についてまでも、本件明細書の記載から、P C S K 9とL D L Rとの結合中和抗体の提供という本件訂正発明1の課題を解決できると認

識し得るものではない。

ウ 本件訂正発明1は、発明の対象である抗体について、物の構造としての特定を一切することなく、スクリーニング方法（①P C S K 9に結合する抗体を選別・取得し、それらのうち、②P C S K 9とL D L Rの結合を中和する抗体であるものを選別・取得し、さらに、それらのうち、③「特定の参考抗体と競合する」抗体を選別・取得して得るというもの）によって特定している物の発明である。

本件明細書記載の実施例の参考抗体（21B12抗体）が、P C S K 9とL D L Rとの結合を阻害する結合中和抗体であるとしても、本件訂正発明1のように「自分の実施例抗体と競合する抗体はありとあらゆる構造の抗体であっても全て自分のもの」という機能的な限定のみの強力なクレームがまかりとおれば、公開されていない発明について独占的、排他的な権利が発生することになり、特許法の目的である産業の発達を阻害し、特許制度の趣旨に反する事態が生じることは明らかである。

したがって、本件訂正発明1のように、物（抗体）の具体的な構造が特許請求の範囲において特定されておらず、その物が機能的にのみ定義され、スクリーニング方法によって特定された物の発明である場合には、機能的な定義やスクリーニング方法の特定は、サポート要件を基礎付けることにはならないというべきである。

エ 以上によれば、本件訂正発明1は、サポート要件を充足せず、また、本件訂正発明9も、これと同様である。

したがって、本件訂正発明1及び9はサポート要件を満たすとした本件審決の判断は誤りである。

(2) 被告の主張

ア 本件明細書には、①抗P C S K 9モノクローナル抗体を得ることができ、その中から良好にP C S K 9とL D L Rとの結合を遮断するモノクロー

ナル抗体を得ることができること（【0325】～【0336】），②参照抗体が，極めて良好にPCK9とLDLRとの結合を遮断すること（実施例11，図20A），③PCK9とLDLRとの結合を遮断する抗PCK9モノクローナル抗体が，いずれも細胞膜上のLDLRレベルを増加させ，このLDLRレベルの増加は，血清LDLコレステロールレベルの減少に有効であること（実施例12，14，26，図7A～D，12A，B，D及びE，14A及びB），④参照抗体と競合する抗体は，PCK9とLDLRとの結合を抑制できること（実施例10，表8.3）の記載がある。

そうすると，当業者は，本件明細書の記載から，本件訂正発明1の技術的範囲全体にわたって，本件訂正発明1の課題を解決できると認識できたものである。

したがって，本件訂正発明1（請求項1）がその発明の効果を奏するであろうことは，本件明細書の記載及び技術常識に基づいて理解できるから，本件訂正発明1は，本件明細書のサポート要件に適合し，これを引用する本件訂正発明9（請求項9）もサポート要件に適合する。

イ(ア) これに対し原告は，本件訂正発明1の特許請求の範囲（請求項1）は，抗体の構造を特定することなく，機能ないし特性（「結合中和」及び「参照抗体との競合」）のみによって定義された発明であるため，文言上ありとあらゆる構造の膨大な数ないし種類の抗体を含むものであり，また，参照抗体と「競合する」抗体であれば，PCK9とLDLRとが結合中和するとはいはず，参照抗体と「競合する」抗体であることは，「結合中和」の指標にはならないから，本件明細書に記載されていないありとあらゆる構造の抗体についてまでも，本件明細書の記載から，PCK9とLDLRとの結合中和抗体の提供という本件訂正発明1の課題を解決できると認識し得るものではない旨主張する。

しかしながら、抗体の製造プロセスでは、免疫により優れた結合特性を有する抗体が、動物の体内で生み出され得て、その產生過程で発明に適したアミノ酸配列が決定されていくことから、特定の結合特性を有する抗体を得るときに、その抗体のアミノ酸配列を設計しておく必要はない。

また、抗体の特性が分かれば、その特性を試験してスクリーニングすることにより所望の特性を有する抗体を得ることができることは、本件優先日当時の技術常識である。

さらに、抗体の技術分野においては、抗体のアミノ酸配列そのものは、抗体を特定するために必須であるとは考えられていないし、アミノ酸配列を記載しなくとも、抗体の特性が分かればその抗体が奏する効果との関係を把握するに十分であると考えられている。

そして、本件訂正発明1（請求項1）は、参考抗体（21B12抗体）とPCSK9との結合に関して競合するとの特性を有することで発明を特定したものであるところ、当業者においては、前記アの本件明細書の記載事項及び技術常識に基づいて、抗体のアミノ酸配列を参照しなくとも、本件訂正発明1の特性を有する抗体を得ることができたといえるし、そのようにして得られた抗体が発明の効果を奏することも十分に理解できたものである。

仮に参考抗体と競合するが、PCSK9とLDLRとの結合を中和できない例外的な抗体が存在していたとしても、そのような例外的な抗体は、本件訂正発明1が「PCSK9とLDLRタンパク質の結合を中和することができ」ることを発明特定事項としているため、その技術的範囲から文言上除外されており、本件明細書の記載に基づいて、PCSK9とLDLRとの相互作用を確認することにより技術的にも困難なく取り除くことができる。また、原告が述べるように抗体のアミノ酸配列の

うち1アミノ酸が置換・付加・欠失することにより、抗体の結合特性が失われる場合があるとしても、本件訂正発明1は、「P C S K 9とLDLRタンパク質の結合を中和することができ」る抗体であることを発明特定事項とし、抗体のそのアミノ酸配列は問わない規定をしているから、アミノ酸配列自体の異同を議論することに意味はない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

(イ) 次に、原告は、本件訂正発明1は、発明の対象である抗体について、物の構造としての特定を一切することなく、スクリーニング方法によって特定している物の発明であり、機能的な定義やスクリーニング方法の特定は、サポート要件を基礎付けることにはならない旨主張する。

しかしながら、前記(ア)のとおり、当業者は、本件明細書の記載事項及び技術常識に基づいて、抗体のアミノ酸配列を参照しなくとも、本件訂正発明1の結合特性を有する抗体を得ることができたといえるし、そのようにして得られた抗体が発明の効果を奏することも十分に理解できたものであるから、当業者が、本件訂正発明1がその発明の効果を奏すことを理解する上で、抗体のアミノ酸配列を参照する必要はない。

また、アミノ酸配列を全く規定せずに、競合等の特性のみによって規定した請求項の記載形式によって抗P C S K 9抗体の特許を取得した実務例（乙2、3）も存在しており、アミノ酸配列で抗体を限定する場合のみが、抗体の請求項の記載形式であるとはいえないし、本件訂正発明1のクレームが過度に広範であるということもできない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

ウ 以上によれば、本件訂正発明1は、サポート要件に適合し、また、本件訂正発明9も、これと同様である。

したがって、本件訂正発明1及び9は、サポート要件を満たすとした本件審決の判断に誤りはない。

4 取消事由 3（実施可能要件の判断の誤り）

(1) 原告の主張

ア 本件訂正発明 1 は、物の発明であるから、特許請求の範囲に含まれる個々の抗体の全体について、実施可能要件が充足されていなければならぬ。

しかるところ、本件訂正発明 1 は、抗体の構造を特定することなく、機能的にのみ定義されており、極めて多種類の抗体を含むものである。そのような権利範囲には、本件明細書の発明の詳細な説明において本件訂正発明 1 に含まれ得る抗体として記載された具体的な抗体（数グループないし数種の抗体）とはアミノ酸配列が全く異なる多種多様な構造の抗体も文言上含まれ得るし、当然ながら、今後発見される、いまだ全く知られていない抗体も全て含まれている。

しかしながら、本件訂正発明 1において、P C S K 9 と L D L Rとの結合を中和すること及び特定の参考抗体と競合することという抗体が有すべき機能が特定されたからといって、当該機能を有する抗体の構造を当業者が理解できるものではない。特に、重鎖 C D R 1～3 や軽鎖 C D R 1～3において、1 アミノ酸が置換・付加・欠失しただけでも、置換等の位置や種類によっては、結合特異性をほとんど失うこともごく一般的であるため、本件明細書の発明の詳細な説明に本件訂正発明 1 に含まれ得る抗体としていくつかの抗体が具体的に記載されていたとしても、当業者が、当該実施例抗体以外の、構造が特定されていない本件訂正発明 1 の特許請求の範囲の全体に含まれる、ありとあらゆる抗体を取得するには、無数の抗体を製造し続け、各試験を行い続け、抗体を発見しなければならない。

本件訂正発明 1 の特許請求の範囲に含まれる全体の抗体を得るために、当業者に期待し得る程度を超える過度の試行錯誤を要することは明

らかであるから、本件訂正発明 1 は、実施可能要件を満たさない。また、本件訂正発明 9 も、これと同様である。

イ 本件訂正発明 1 は、発明の対象である抗体について、物の構造としての特定を一切することなく、スクリーニング方法（① P C S K 9 に結合する抗体を選別・取得し、それらのうち、② P C S K 9 と L D L R の結合を中和する抗体であるものを選別・取得し、さらに、それらのうち、③「特定の参照抗体と競合する」抗体を選別・取得して得るというもの）によって特定している物の発明である。

しかるところ、スクリーニング方法の発明が特許を受けられる場合であっても、スクリーニング方法によって特定される化合物の発明は特許を受けることができないと解されている（知財高裁平成 22 年 5 月 10 日判決（平成 21 年（行ケ）第 10170 号）参照）。なぜなら、特許請求の範囲の全体には、多種多様な物が含まれているが、特許請求の範囲全体に含まれる物がどのような物であるかを当業者が把握できないため、特許請求の範囲の全体を実施するためには、無数の物を製造し、確認試験をしなければならず、当業者に過度の試行錯誤を強いこととなり、実施可能要件を満たさないからである。

したがって、本件訂正発明 1 をスクリーニング方法によって特定される物（抗体）として特許請求の範囲を記載したとすれば実施可能要件違反となるのと同様、それと実質的に変わらない本件訂正発明 1 が実施可能要件違反であることは当然である。本件訂正発明 9 も、これと同様である。

ウ 本件訂正発明 1 は、抗体の有すべき機能（解決すべき課題）を発明特定事項としているが、実施可能要件は実質的な要件であるから、その物が有すべき機能を発明特定事項に記載したとしても、そのことによって当業者が当該発明に属する物の全てを使用できるとはいはず、実施可能要

件を充足することにはならない。この場合、実施可能要件違反にならないとすれば、機能的に定義された、いかなる広範囲のクレームであっても、実施可能要件を充足することが可能となり、実施可能要件の判断が形式的なものに貶められる。本件訂正発明9も、これと同様である。

エ 以上によれば、本件訂正発明1は、実施可能要件を充足せず、また、本件訂正発明9も、これと同様である。

したがって、本件訂正発明1及び9は、実施可能要件を満たすとした本件審決の判断は誤りである。

(2) 被告の主張

ア 本件訂正発明1を実施するためには、その技術的範囲に含まれるありとあらゆる抗体のアミノ酸配列を知る必要はなく、また、ありとあらゆる抗体を取得することも必要ない。例えば、参照抗体（21B12抗体）と競合し、PCSK9とLDLRとの相互作用を中和することができる抗体は、アミノ酸配列で区別することなく、本件訂正発明1の実施に用い得る。

したがって、当業者であれば、本件明細書の記載に基づいて、参照抗体以外の抗体のアミノ酸配列を知ることなく、本件訂正発明1で規定された抗体を作製することができたものである。

本件訂正発明1で規定された抗体を作製するのに、当業者に期待し得る程度を超える過度の試行錯誤を要することはない。

イ また、抗体取得の再現性に関しては、本件明細書では、参照抗体とPCSK9との結合に関して競合する抗体をどのようにすれば取得できるかが、具体的に開示されており、参照抗体とPCSK9との結合に関して競合する抗体を複数取得できたことは、表8. 3のビン1に複数の抗体がリストされていることから明らかである。

したがって、本件明細書の記載に基づいて、本件訂正発明1で規定さ

れた抗体を再現性を持って取得できることが理解できる。

ウ 以上によれば、本件訂正発明1は、実施可能要件に適合し、また、本件訂正発明9も、これと同様であるから、これと同旨の本件審決の判断に誤りはない。

第4 当裁判所の判断

1 取消事由1－1（本件訂正発明1の進歩性の判断の誤り）について

(1) 本件明細書の記載事項等について

ア 本件訂正発明1及び9の特許請求の範囲（請求項1及び9）の記載は、前記第2の2のとおりである。

本件明細書（甲201）の「発明の詳細な説明」には、次のような記載がある（下記記載中に引用する「表2」、「表3」、「表8.3」、「表37.1」、「図1A」、「図7AないしD」、「図14A及びB」、「図20AないしD」及び「図27D」については別紙1参照）。

(ア) 技術分野

【0002】

本発明は、プロタンパク質コンベルターゼスブチリシンケクシン9型（PCK9）に結合する抗原結合タンパク質並びに該抗原結合タンパク質を使用及び作製する方法に関する。

(イ) 背景技術

【0003】

プロタンパク質コンベルターゼスブチリシンケクシン9型（PCK9）は、低密度リポタンパク質受容体（LDLR）タンパク質のレベルの制御に関するセリンプロテアーゼである（Horton et al., 2007; Seidah and Prat, 2007）。インビトロ実験は、HePG2細胞へのPCK9の添加は細

胞表面LDLRのレベルを低下させることを示している（Bennet et al., 2004; Lagace et al., 2006; Maxwell et al., 2005; Park et al., 2004）。マウスを用いた実験は、PCSK9タンパク質レベルを増加させることが肝臓中のLDLRタンパク質のレベルを減少させる（Bennet et al., 2004; Lagace et al., 2006; Maxwell et al., 2005; Park et al., 2004）が、PCSK9ノックアウトマウスは肝臓中のLDLRの増加したレベルを有する（Rashid et al., 2005）ことを示した。さらに、血漿LDLの増加又は減少したレベルの何れかをもたらす様々なヒトPCSK9変異が同定されている（Kotowski et al., 2006; Zhao et al., 2006）。PCSK9は、LDLRタンパク質と直接相互作用し、LDLRとともに細胞内に取り込まれ、エンドソーム経路全体を通じてLDLRと同時に免疫蛍光を発する（Lagace et al., 2006）ことが示されている。PCSK9によるLDLRの分解は観察されておらず、細胞外LDLRタンパク質レベルを低下させる機序は不明である。

(ウ) 発明を実施するための形態

【0066】

当業者によって理解されるように、本発明の開示に照らせば、PCSK9とLDLRの間の相互作用を変化させることは、LDLへの結合に利用可能なLDLRの量を増加させ、続いて、これは、対象中の血清LDLの量を減少させ、対象の血清コレステロールレベルの低下をもたらす。従って、PCSK9に対する抗原結合タンパク質は、上昇した血清コレステロールレベルを有する対象、上昇した血清コレステロールレベ

ルのリスクを有する対象又は血清コレステロールレベルの低下が有益であり得る対象を治療するための様々な方法及び組成物において使用することができる。…幾つかの実施形態において、抗原結合タンパク質は、LDLRへのPCSK9の結合を妨げ、又は低下させる。

【0071】

「PCSK9活性」という用語は、PCSK9のあらゆる生物学的効果を含む。ある種の実施形態において、PCSK9活性は、基質若しくは受容体と相互作用し、又は基質若しくは受容体に結合するPCSK9の能力を含む。幾つかの実施形態において、PCSK9活性は、LDL受容体(LDLR)に結合するPCSK9の能力によって表される。幾つかの実施形態において、PCSK9は、LDLRを含む反応に結合し、触媒する。幾つかの実施形態において、PCSK9活性は、LDLRの利用可能性を変化させる(例えば、低下させる)PCSK9の能力を含む。幾つかの実施形態において、PCSK9活性は、対象中のLDLの量を増加させるPCSK9の能力を含む。幾つかの実施形態において、PCSK9活性は、LDLへの結合に利用可能なLDLRの量を減少させるPCSK9の能力を含む。幾つかの実施形態において、「PCSK9活性」は、PCSK9シグナル伝達から生じるあらゆる生物活性を含む。典型的な活性には、LDLRへのPCSK9の結合、LDLR又は他のタンパク質を切断するPCSK9酵素活性…が含まれるが、これらに限定されない。

【0109】

本明細書において使用される「抗原結合タンパク質」(「ABP」)は、特定された標的抗原を結合するあらゆるタンパク質を意味する。本願において、特定された標的抗原は、PCSK9タンパク質又はその断片である。「抗原結合タンパク質」には、抗体及びその結合部分(免疫

学的に機能的な断片など) が含まれるが、これらに限定されない。…本明細書において使用される抗体又は免疫グロブリン鎖(重鎖又は軽鎖)抗原結合タンパク質の「免疫学的に機能的な断片」(又は単に「断片」)という用語は、完全長の鎖中に存在するアミノ酸の少なくとも幾つかを欠如するが、抗原にお特異的に結合することができる抗体の部分(当該部分がどのようにして取得され、又は合成されたかを問わない。)を含む抗原結合タンパク質の種である。このような断片は、標的抗原に結合し、あるエピトープへの結合に関して、完全な状態の抗体を含む他の抗原結合タンパク質と競合し得るという点で生物学的に活性を有する。幾つかの実施形態において、断片は、中和断片である。幾つかの実施形態において、断片は、LDLRとPCSK9の間の相互作用の可能性を遮断し、又は低下させることができる。一様において、このような断片は、完全長の軽鎖又は重鎖中に存在する少なくとも1つのCDRを保持し、幾つかの実施形態において、单一の重鎖及び／又は軽鎖又はその一部を含む。…

【0123】

「抗原結合領域」は、特定の抗原(例えば、パラトープ)を特異的に結合するタンパク質又はタンパク質の一部を意味する。例えば、抗原と相互作用し、抗原に対するその特異性及び親和性を抗原結合タンパク質に対して付与するアミノ酸残基を含有する抗原結合タンパク質のその部分は、「抗原結合領域」と称される。抗原結合領域は、通例、1つ又はそれ以上の「相補性結合領域」(「CDR」)を含む。ある種の抗原結合領域は、1つ又はそれ以上の「フレームワーク」領域も含む。「CDR」は、抗原結合特異性及び親和性に寄与するアミノ酸配列である。「フレームワーク」領域は、CDRの適切な立体構造の維持を補助して、抗原結合領域と抗原の間の結合を促進することができる。構造的

には、フレームワーク領域は、抗体中において CDR間に位置することができる。フレームワーク及び CDR領域の例は、図 2 Aから 3 D, 3 C C C - J J J 及び 1 5 Aから 1 5 Dに示されている。…

【0127】

可変領域は、3つの超可変領域（相補性決定領域又は CDRとも称される。）によって連結された、相対的に保存されたフレームワーク領域（FR）の同じ一般的構造を典型的に呈する。各対の2つの鎖から得られる CDRは、フレームワーク領域によって通例並列され、これにより、特異的なエピトープへの結合が可能となり得る。N末端からC末端へ、軽鎖及び重鎖可変領域は何れも、通例、ドメイン FR 1, CDR 1, FR 2, CDR 2, FR 3, CDR 3 及び FR 4 を含む。各ドメインへのアミノ酸の割り当ては、通例、免疫学的に関心が持たれるタンパク質の Kabat 配列の定義（National Institutes of Health, Bethesda, Md. (1987 and 1991)），又は「Chothia & Lesk, J. Mol. Biol., 196: 901-917 (1987); Chothia et al., Nature, 342: 878-883 (1989)」に従う。

【0132】

「軽鎖」という用語は、完全長の軽鎖及び結合特異性を付与するのに十分な可変領域配列を有するその断片を含む。完全長軽鎖は、可変領域ドメイン, V_L 及び定常領域ドメイン, C_L を含む。軽鎖の可変領域ドメインは、ポリペプチドのアミノ末端に位置する。軽鎖は、 κ 鎖及び λ 鎖を含む。

【0133】

「重鎖」という用語は、完全長の重鎖及び結合特異性を付与するのに

十分な可変領域配列を有するその断片を含む。完全長の重鎖は、可変領域ドメイン V_H 及び3つの定常領域ドメイン $C_H 1$, $C_H 2$ 及び $C_H 3$ を含む。 V_H ドメインはポリペプチドのアミノ末端に、及び C_H ドメインはカルボキシル末端に位置し、 $C_H 3$ がポリペプチドのカルボキシ末端に最も近い。重鎖は、 IgG ($IgG 1$, $IgG 2$, $IgG 3$ 及び $IgG 4$ サブタイプを含む。), IgA ($IgA 1$ 及び $IgA 2$ サブタイプを含む。), IgM 及び IgE などのあらゆるイソタイプのものであり得る。

(エ) 【0138】

「中和抗原結合タンパク質」又は「中和抗体」という用語は、リガンドに結合し、そのリガンドの生物学的効果を妨げ、又は低下させる、それぞれ、抗原結合タンパク質又は抗体を表す。これは、例えば、リガンド上の結合部位を直接封鎖することによって、又はリガンドに結合し、間接的な手段（リガンド中の構造的又はエネルギー的変化など）を通じて、リガンドの結合能を変化させることによって行うことができる。…幾つかの実施形態において、 $PCSK9$ 抗原結合タンパク質の場合には、このような中和分子は、 $PCSK9$ が $LDLR$ を結合する能力を低減させることができる。幾つかの実施形態において、競合アッセイを介して、中和能力を性質決定し、及び／又は記載する。…幾つかの実施形態において、 $ABP27B2$, $13H1$, $13B5$ 及び $3C4$ は、非中和 ABP であり、 $3B6$, $9C9$ 及び $31A4$ は弱い中和物質であり、表2中の残りの ABP は強い中和物質である。幾つかの実施形態において、抗体又は抗原結合タンパク質は、 $PCSK9$ へ結合し、 $PCSK9$ が $LDLR$ に結合するのを妨げる（又は $PCSK9$ が $LDLR$ に結合する能力を低下させる）ことによって中和する。幾つかの実施形態において、抗体又は ABP は、 $PCSK9$ に結合し、 $PCSK9$ を $LDLR$ へ結合さ

せながら、LDLRのPCSK9媒介性分解を妨げ、又は低下させるこ
とによって中和する。…

【0140】

同じエピトープに対して競合する抗原結合タンパク質（例えば、中和抗原結合タンパク質又は中和抗体）という文脈において使用される場合の「競合する」という用語は、検査されている抗原結合タンパク質（例えば、抗体又は免疫学的に機能的なその断片）が共通の抗原（例えば、PCSK9又はその断片）への参照抗原結合タンパク質（例えば、リガンド又は参照抗体）の特異的結合を妨げ、又は阻害する（例えば、低下させる）アッセイによって測定された抗原結合タンパク質間の競合を意味する。ある抗原結合タンパク質が別の抗原結合タンパク質と競合するかどうかを決定するために、競合的結合アッセイの多数の種類、例えば、固相直接又は間接ラジオイムノアッセイ（RIA），固相直接又は間接酵素イムノアッセイ（EIA），サンドイッチ競合アッセイ（例えば、Stahli et al., 1983, Methods in Enzymology 9: 242-253参照）；固相直接ビオチン-アビジョンEIA（例えば、Kirkland et al., 1986, J. Immunol. 137: 3614-3619参照），…固相直接ビオチニアビジョンEIA（例えば、Cheung, et al., 1990, Virology 176: 546-552参照）…を使用することができる。典型的には、このようなアッセイは、これらの何れかを有する固体表面又はセルに結合された精製抗原、標識されていない検査抗原結合タンパク質及び標識された基準抗原結合タンパク質を使用することを含む。競合的阻害は、検査抗原結合タンパク質の存在下で、固体表面又はセルに結合された標識の量を測定することによって測定される。通常、検査抗原結合タンパク質は過剰に存在する。競合アッセイ

によって同定される抗原結合タンパク質（競合抗原結合タンパク質）には、基準抗原結合タンパク質と同じエピトープに結合する抗原結合タンパク質及び立体的妨害が生じるのに、基準抗原結合タンパク質に結合されるエピトープに十分に近接した隣接エピトープに結合する抗原結合タンパク質が含まれる。…

【0142】

「エピトープ」という用語は、抗体又はT細胞受容体などの抗原結合タンパク質によって結合され得るあらゆる決定基を含む。エピトープは、その抗原を標的とする抗原結合タンパク質によって結合される抗原の領域であり、抗原がタンパク質である場合、抗原結合タンパク質に直接接觸する特定のアミノ酸を含む。最も頻繁には、エピトープはタンパク質上に存在するが、幾つかの事例では、核酸などの分子の他の種類上に存在することができる。エピトープ決定基は、アミノ酸、糖側鎖、ホスホリル又はスルホニル基などの分子の化学的に活性な表面基を含むことができ、特異的な三次元構造の特徴及び／又は特異的な電荷的特長を有することができる。一般に、特定の標的抗原に対して特異的な抗体は、タンパク質及び／又は高分子の複雑な混合物中において、標的抗原上のエピトープを優先的に認識する。

(オ) 【0154】

PCSK9に対する抗原結合タンパク質
プロタンパク質コンベルターゼスブチリシンケクシン9型（PCSK9）は、低密度リポタンパク質受容体（LDLR）タンパク質のレベルの制御に関与しているセリンプロテアーゼである（Horton et al., 2007; Seidah and Prat, 2007）。PCSK9は、セリンプロテアーゼのスブチリシン（S8）ファミリーのプロホルモンープロタンパク質コンベルターゼである（Seidah

et al., 2003)。… PCSK9タンパク質の構造は、2つのグループによって最近解決された（…）。PCSK9は、シグナル配列、N末端プロドメイン、スブチリシン様触媒ドメイン及びC末端ドメインを含む。

【0155】

ヒトPCSK9を含むPCSK9を結合する抗原結合タンパク質（ABP）は、本明細書中に記載されている。幾つかの実施形態において、提供される抗原結合タンパク質は、本明細書に記載されているように、1つ又はそれ以上の相補性決定領域（CDR）を含むポリペプチドである。同じ抗原結合タンパク質において、CDRは、CDRの適切な抗原結合特性が達成されるようにCDRを方向付ける「フレームワーク」領域中に包埋されている。幾つかの実施形態において、本明細書中に提供されている抗原結合タンパク質は、PCSK9とLDLR間の相互作用を妨害し、遮断し、低下させ、又は調節することができる。このような抗原結合タンパク質は、「中和」と表される。幾つかの実施形態において、抗原結合タンパク質が中和性であり、PCSK9に結合されている場合でさえ、PCSK9とLDLR間の結合はなお起こり得る。例えば、幾つかの実施形態において、ABPは、PCSK9上のLDLR結合部位を封鎖することなく、LDLRに対するPCSK9の悪影響を妨げ、又は低下させる。従って、幾つかの実施形態において、ABPは、PCSK9とLDLR間の結合相互作用を抑制する必要なしに、LDLRの分解をもたらすPCSK9の能力を調節し、又は変化させる。このようなABPは、「非競合的に中和する」ABPと特に記載することができる。幾つかの実施形態において、中和ABPは、PCSK9がLDLRに結合するのを妨げる位置及び／又は様式で、PCSK9に結合する。このようなABPは、「競合的に中和する」ABPと特に記載すること

ができる。上記中和物質は何れも、対象中に存在している遊離のLDLRのより大きな量をもたらすことができ、これにより、LDLRに結合しているより多くのLDLRがもたらされる（これにより、対象中のLDLの量を低下させる。）。続いて、これは、対象中に存在する血清コレステロールの量の低下をもたらす。

(カ) 【0170】

提供されている抗体の軽鎖及び重鎖の可変領域の幾つかの具体例及びそれらの対応するアミノ酸配列は表2中に要約されている。

【0172】

同じく、表2に列記されている典型的な可変重鎖の各々は、抗体を形成するために、表2に示されている典型的な可変軽鎖の何れとも組み合わせることができる。表2は、本明細書中に開示されている抗体の幾つかの中に見出される典型的な軽鎖及び重鎖の対を示している。…

(キ) 【0261】

…幾つかの実施形態において、ABPはABP21B12と競合する。

【0268】

幾つかの実施形態において、ABP21B12は、残基162から167（例えば、配列番号1の残基D162-E167）を含むエピトープに結合する。…

【0269】

競合する抗原結合タンパク質

別の態様において、PCSK9への特異的結合に関して、本明細書中に記載されているエピトープに結合する例示された抗体又は機能的断片の1つと競合する抗原結合タンパク質が提供される。このような抗原結合タンパク質は、本明細書中に例示されている抗原結合タンパク質の1つと同じエピトープ又は重複するエピトープにも結合し得る。例示され

た抗原結合タンパク質と同じエピトープと競合し、又は結合する抗原結合タンパク質及び断片は、類似の機能的特性を示すと予想される。例示された抗原結合タンパク質及び断片は、重鎖及び軽鎖可変領域ドメイン並びに表2及び／又は図2から3及び15に含まれるCDRを有するものなど、上述されているものを含む。従って、具体例として、提供される抗原結合タンパク質には、

- (a) 図2から3及び15に列記されている抗体に対して列記されているCDRの6つ全て；
- (b) 表2中に列記されている抗体に対して列記されているVH及びVL；又は
- (c) 表2に列記されている抗体に対して明記されている2つの軽鎖及び2つの重鎖

を有する抗体又は抗原結合タンパク質と競合するものが含まれる。

【0270】

ある種の治療的用途及び医薬組成物

ある種の事例において、PCSK9活性は、多数のヒトの病状と相關する。例えば、ある種の事例において、高すぎる又は低すぎるPCSK9活性は、高コレステロール血症などのある種の症状と相關する。従って、ある種の事例において、PCSK9活性を調節することは治療的に有用であり得る。ある種の実施形態において、PCSK9に対する中和的抗原結合タンパク質は、少なくとも1つのPCSK9活性（例えば、LDLRへの結合）を調節するために使用される。このような方法は、上昇した血清コレステロールレベルと関連する、又は上昇したコレステロールレベルが関連する疾患を治療し、及び／又は予防し、及び／又は疾患のリスクを低減することができる。

【0271】

当業者によって理解されるように、本開示に照らして、変動したコレステロール、LDL又はLDLRレベルと関連し、変動したコレステロール、LDL又はLDLRレベルを伴い、又は変動したコレステロール、LDL又はLDLRレベルによって影響を受け得る疾患は、抗原結合タンパク質の様々な実施形態によって対処することができる。幾つかの実施形態において、「血清コレステロール関連疾患」を含む)「コレステロール関連疾患」には、例えば、上昇した総血清コレステロール、上昇したLDL、上昇したトリグリセリド、上昇したVLDL及び／又は低HDLを呈し得る以下のもの：高コレステロール血症、心臓病、メタボリックシンドローム、糖尿病、冠状動脈性心臓病、卒中、心血管疾患、アルツハイマー病及び脂質異常症全般の何れか1つ又はそれ以上が含まれる。…

【0276】

幾つかの実施形態において、PCSK9に対する抗原結合タンパク質は、異常に高いレベル又は正常なレベルからPCSK9活性の量を減少させるために使用される。幾つかの実施形態において、PCSK9に対する抗原結合タンパク質は、高コレステロール血症を治療若しくは予防するために、並びに／又は高コレステロール血症及び／若しくは他のコレステロール関連疾患(本明細書中に記載されているものなど)に対する医薬の調製において使用される。ある種の実施形態において、PCSK9に対する抗原結合タンパク質は、PCSK9活性が正常である高コレステロール血症などの症状を治療又は予防するために使用される。このような症状において、例えば、正常を下回るPCSK9活性の低下は、治療効果を提供することができる。

(ク) 【0312】

(実施例1)

免疫化及び力価測定

抗PCKS9抗体及びハイブリドーマの作製

PCKS9の成熟形態に対する抗体（図1A中の配列として図示されており、プロドメインに下線が付されている。）を、ヒト免疫グロブリン遺伝子を含有するマウスであるXenomouse^(R)マウス（Abgenix, Fremont, CA）中で作製した。PCKS9に対する抗体を作製するために、Xenomouse^(R)マウスの2つのグループ（グループ1及び2）を使用した。グループ1は、完全ヒトIgG2κ及びIgG2λ抗体を産生するXenomouse^(R)系統XMG2-KLのマウスを含んだ。グループ1のマウスを、ヒトPCKS9で免疫化した。GenBank配列を参照として（NM_174936）を使用する標準的組換え技術を用いて、PCKS9を調製した。グループ2は、完全ヒトIgG4κ及びIgG4λ抗体を産生するXenomouse^(R)系統XMG4-KLのマウスを含んだ。グループ2のマウスも、ヒトPCKS9で免疫化した。

【0313】

表3中のスケジュールに従って、両グループのマウスに抗原を11回注射した。最初の免疫化において、腹部中に腹腔内送達された抗原計10μgを各マウスに注射した。その後の強化免疫は5μgの用量であり、注射法は、服部内への腹腔内注射と尾の基部への皮下注射間でずらされる。腹腔内注射のために、TiterMax^(R)Gold（Sigma, Cat # T2684）を加えたエマルジョンとして抗原を調製し、皮下注射のために、抗原をAlum（リン酸アルミニウム）及びCpGオリゴと混合する。注射2から8及び10において、アジュバントalumゲル中の抗原計5μgを各マウスに注射した。マウス当たり抗原5μgの最終注射をリン酸緩衝化された生理的食塩水中に送達し、2つの部

位に送達する（腹部内へ 50% 腹腔内及び尾の基部に 50% 皮下）。免疫化プログラムは、以下に示されている表 3 中に要約されている。

【0320】

ヒト PCK9 に対する抗体の力価は、記載されている可溶性抗原を用いて免疫化されたマウスに対する ELISA アッセイによって検査した。表 4 は、ELISA データを要約し、PCK9 に対して特異的であるように見受けられる幾つかのマウスが存在したことを示す。例えば、表 4 を参照されたい。従って、免疫化プログラムの終わりに、10 匹のマウス（表 4 中の太字）を採集のために選択し、本明細書中に記載されているように、それぞれ、脾臓及びリンパ節から脾細胞及びリンパ球を単離した。

【0322】

（実施例 2）

リンパ球の回収、B 細胞の単離、融合及びハイブリドーマの作製
この実施例は、免疫細胞がどのようにして回収され、ハイブリドーマがどのようにして作製されたかについて概説する。選択された免疫化マウスを頸椎脱臼によって屠殺し、各コホートから流入領域リンパ節を採集し、プールした。細胞を組織から放出させるために、DMEM 中で磨り潰すことによって、リンパ系組織から B 細胞を解離させ、細胞を DMEM 中に懸濁した。細胞を計数し、穏やかに、但し、完全に細胞を再懸濁させるために、1 億のリンパ球当り DMEM 0.9 mL を細胞沈降物に添加した。

【0323】

1 : 4 の比で、リンパ球を ATCC, cat. # CRL11580 から購入した非分泌性骨髄腫 P3X63Ag8.653 細胞（…）と混合した。400 × g で、4 分の遠心によって、細胞混合物を穏やかに

沈降させた。容器を傾けて上清を除去した後、1 mL ピペットを用いて、細胞を穏やかに混合した。1分にわたって、穏やかに攪拌しながら、Sigma (cat # P7306) から得た事前加熱されたPEG／DMSO溶液（B細胞100万個当たり1mL）をゆっくり添加した後、1分間混合した。次いで、穏やかに攪拌しながら、2分にわたって、事前加熱されたIDMEM（B細胞100万個当たり2mL）（グルタミン、L-グルタミン、ペニシリン／ストレプトマイシン、MEM非必須アミノ酸なしのDMEM）（全て、Invitrogenから得た）を添加した。最後に、3分にわたって、事前加熱されたIDMEM（ 10^6 個のB細胞当たり8mL）を添加した。

【0324】

400×gで6分、融合された細胞を遠心沈降させ、100万個のB細胞当たり選択培地20mL（L-グルタミン、ペニシリン／ストレプトマイシン、MEM非必須アミノ酸、ピルビン酸ナトリウム、2-メルカプトエタノール（全て、Invitrogenから入手）、HA-アザセリンヒポキサンチン及びOPI（オキサロアセタート、ピルバート、ウシインシュリン）（何れも、Sigmaから入手）及びIL-6（Boehringer Mannheim）が補充された、DMEM（Invitrogen）、15%FBS（Hyclone）中に再懸濁した。37°Cで20から30分間、細胞を温置し、次いで、選択培地200mL中に再懸濁し、96ウェルへの播種の前に、T175フラスコ中で3から4日間培養した。このようにして、PCSK9に対する抗原結合タンパク質を産生するハイブリドーマを作製した。

【0325】

(実施例3)

PCSK9抗体の選択

本実施例は、様々なP C S K 9 抗原結合タンパク質をどのようにして性質決定し、選択したかについて概説する。（実施例1及び2で產生されたハイブリドーマから產生された）分泌された抗体のP C S K 9への結合を評価した。抗体の選択は、結合データ及びL D L RへのP C S K 9の結合の阻害及び親和性を基礎とした。以下に記載されているように、E L I S Aによって、可溶性P C S K 9への結合を分析した。結合親和性を定量するために、B I A c o r e^(R)（表面プラズモン共鳴）を使用した。

【0326】

一次スクリーニング

野生型P C S K 9 に結合する抗体に対する一次スクリーニングを行った。2つの採集物に対して、一次スクリーニングを行った。一次スクリーニングは、E L I S Aアッセイを含み、以下のプロトコールを用いて行った。

【0327】

C o s t a r 3 7 - 2 培地結合3 8 4 ウェルプレート（C o r n i n g L i f e S c i e n c e s）を使用した。4 0 μ L／ウェルの容量で、1 × P B S／0. 0 5 %アジ化物中、4 μ g／m Lの濃度のニュートラビジンでプレートを被覆した。4 °Cで一晩、プレートを温置した。次いで、T i t e r t e k プレート洗浄装置（T i t e r t e k, H u n t s v i l l e, A L）を用いて、プレートを洗浄した。3サイクルの洗浄を行った。1 × P B S／1 %ミルク9 0 μ Lでプレートをブロッキし、室温で約3 0 分間温置した。次いで、プレートを洗浄した。再度、3サイクルの洗浄を行った。捕捉試料は、V 5 タグを持たないビオチン化合されたP C S K 9 であり、4 0 μ L／ウェルの容量で、1 × P B S／1 %ミルク／1 0 m M C a²⁺中に0. 9 μ g／m Lで添加した。次

いで、プレートを室温で1時間温置した。次に、3サイクル洗浄を用いて作動されるTiter tekプレート洗浄装置を用いて、プレートを洗浄した。1×PBS／1%ミルク／10 mM Ca²⁺ 40 μL中に、上清10 μLを移し、室温で1.5時間温置した。再度、3サイクル洗浄を用いて作動されるTiter tekプレート洗浄装置を用いて、プレートを洗浄した。1×PBS／1%ミルク／10 mM Ca²⁺中、100 ng/mL (1:4000) の濃度のヤギ抗ヒトIgGFcPOD 40 μL／ウェルをプレートに添加し、室温で1時間温置した。3サイクル洗浄を用いて、プレートをもう一度洗浄した。最後に、1工程TMB (Neogen, Lexington, Kentucky) の40 μL／ウェルをプレートに添加し、室温で30分後に、1N塩酸の40 μL／ウェルを用いて消光を行った。Titer tekプレートリーダーを用いて、450 nmでODを直ちに読み取った。

【0328】

一次スクリーニングによって、2つの採集物から同定された合計3104の抗原特異的ハイブリドーマが得られた。最高のELISA ODに基づいて、合計3000の陽性に対して、採集物当り1500のハイブリドーマをさらなる操作に用いた。

【0329】

確認用スクリーニング

次いで、安定なハイブリドーマが確立されたことを確認するために、野生型PCK9への結合に関して、3000の陽性を再スクリーニングした。…合計2441の陽性を、第二のスクリーニングで反復した。次いで、その後のスクリーニングにおいて、これらの抗体を使用した。

【0330】

マウス交叉反応スクリーニング

次いで、抗体がヒト及びマウスPCK9の両方に結合できることを確認するために、マウスPCK9に対する交叉反応性に関して、ハイブリドーマのパネルをスクリーニングした。…579抗体は、マウスPCK9と交叉反応することが観察された。次いで、その後のスクリーニングにおいて、これらの抗体を使用した。

【0331】

D374Y変異体結合スクリーニング

PCK9中のD374Y変異は、ヒト集団中において文献に記載されている（例えば、Timms KM et al., “A mutation in PCK9 causing autosomal-dominant hypercholesterolemia in a Utah pedigree”, Hum. Genet. 114: 349–353, 2004）。抗体が野生型に対して特異的であり、又はPCK9のD374Y形態に結合されているかどうかを測定するために、次いで、変異D374Yを含む変異体PCK9配列への結合について、試料をスクリーニングした。…野生型PCK9に対する陽性ヒットの96%以上が、変異体PCK9も結合した。

【0332】

大規模受容体リガンド遮断スクリーニング

LDLRへのPCK9結合を遮断する抗体をスクリーニングするために、D374Y PCK9変異体を用いたアッセイを開発した。LDLRに対してより高い結合親和性を有するので、このアッセイに対して変異体を使用し、より感度が高い受容体リガンド遮断アッセイの開発を可能とした。受容体リガンド遮断スクリーニングでは、以下のプロトコールを使用した。スクリーニングでは、Costar 3702培地結合384ウェルプレート（Corning Life Science

s) を使用した。40 μL／ウェルの容量で、1×PBS／0.05% アジ化物中、2 μg/mL のヤギ抗LDLR (R&D Cat # AF2148) でプレートを被覆した。4°Cで一晩、プレートを温置した。次いで、Titertek プレート洗浄装置 (Titertek, Huntsville, AL) を用いて、プレートを洗浄した。3サイクルの洗浄を行った。1×PBS／1%ミルク 90 μL でプレートをブロックし、室温で約30分間温置した。次いで、Titertek プレート洗浄装置を用いてプレートを洗浄した。3サイクルの洗浄を行った。捕捉試料は、LDLR (R&D, Cat # 2148 LD/CF) であり、40 μL／ウェルの容量で、1×PBS／1%ミルク／10 mM Ca²⁺中に 0.4 μg/mL で添加した。次いで、プレートを室温で1時間10分間温置した。同時に、Nunc ポリプロピレンプレート中のハイブリドーマ枯渴上清 15 μLとともに、ビオチン化されたヒト D374YPC SK9 の 20 ng/mL を温置し、枯渴上清濃度を 1 : 5 希釀した。次いで、プレートを室温で約1時間30分間事前温置した。次に、3サイクル洗浄を用いて作動される Titertek プレート洗浄装置を用いて、プレートを洗浄した。事前温置された混合物 50 μL／ウェルを、LDLR で被覆されたELISA プレート上に移し、室温で1時間温置した。LDLR に結合された b-PCSK9 を検出するために、アッセイ希釀液中の 500 ng/mL のストレプトアビジンHRP 40 μL／ウェルをプレートに添加した。プレートを室温で1時間温置した。再度、Titertek プレート洗浄装置を用いてプレートを洗浄した。3サイクルの洗浄を行った。最後に、1工程 TMB (Neogen, Lexington, Kentucky) の 40 μL／ウェルをプレートに添加し、室温で30分後に、1N 塩酸の 40 μL／ウェルを用いて消光した。Titertek プレートリーダーを用いて、450 nm で O

Dを直ちに読み取った。スクリーニングによって、P C S K 9とL D L R ウエル間での相互作用を遮断する3 8 4の抗体が同定され、1 0 0の抗体は相互作用を強く遮断した（OD<0. 3）。これらの抗体は、P C S K 9とL D L Rの結合相互作用を9 0 %超阻害した（9 0 %超の阻害）。

【0 3 3 3】

遮断物質のサブセットに対する受容体リガンド結合アッセイ
次いで、第一の大規模受容体リガンド阻害アッセイにおいて同定された中和物質の3 8 4にサブセットに対して、変異体酵素を用いて受容体リガンドアッセイを反復した。3 8 4の遮断物質サブセットアッセイのスクリーニングでは、大規模受容体リガンド遮断スクリーニングにおいて行われたものと同じプロトコールを使用した。この反復スクリーニングによって、最初のスクリーニングデータが確認された。

【0 3 3 4】

この3 8 4メンバーのサブセットのスクリーニングによって、9 0 %を超えて、P C S K 9変異体酵素とL D L R間の相互作用を遮断する8 5の抗体が同定された。

【0 3 3 5】

野生型P C S K 9を結合するが、D 3 7 4 Y変異体を結合しない遮断物質の受容体リガンド結合アッセイ

3 0 0 0の上清の当初パネル中には、野生型P C S K 9に特異的に結合するが、h u P C S K 9（D 3 7 4 Y）変異体に結合しないことが示された8 6の抗体が存在していた。L D L R受容体への野生型P C S K 9の結合を遮断する能力に関して、これらの8 6の上清を検査した。…

【0 3 3 6】

スクリーニングの結果

記載されているアッセイの結果に基づいて、PCK9との所望の相互作用を有する抗体を產生するとして、幾つかのハイブリドーマ株が同定された。各株からクローンの管理可能な数を単離するために、限外希釈を使用した。ハイブリドーマ株の数字（例えば、21B12）及びクローン数（例えば、21B12.1）によって、クローンを表記した。一般に、特定の株の異なるクローン間の差は、本明細書中に記載されている機能的アッセイによって検出された。2, 3の事例では、機能的アッセイにおいて異なる挙動を示した特定の株からクローンが同定された。例えば、25A7.1はPCK9/LDLRを遮断しないが、25A7.3（本明細書において、25A7と称される。）は中和性であることが見出された。単離されたクローンを、ハイブリドーマ溶媒50から100mL中でそれぞれ増殖させ、枯渇するまで増殖させた（すなわち、約10%未満の細胞生存率）。これらの培養物の上清中でのPCK9に対する抗体の濃度及び効力を、本明細書中に記載されているようなELISAによって、及びインビトロ機能的検査によって測定した。本明細書に記載されているスクリーニングの結果として、PCK9に対する抗体の最も高い力値を有するハイブリドーマを同定した。図2Aから3D及び表2中に、選択されたハイブリドーマが示されている。

【0373】

(実施例10)

エピトープビニング

抗PCK9抗体のビニングのために、競合ELISAを使用した。

要約すれば、2つの抗体が同じエピトープのビンに属するかどうかを決定するために、一晩の温置によって、 $2\mu\text{g}/\text{mL}$ で、ELISAプレート(NUNC)上に、まず抗体(mAb1)の1つを被覆した。次いで、プレートを洗浄し、3%BSAでブロックした。一方、ビオチン化

された h P C S K 9 の 3 0 n g / m L を、室温で 2 時間、第二の抗体 (mAb 2) とともに温置した。混合物を被覆された mAb 1 に適用し、室温で 1 時間温置した。次いで、E L I S A プレートを洗浄し、1 : 5 0 0 0 の希釈で 1 時間、Neutravidin-HRP (Pierce) とともに温置した。さらなる洗浄後、TMB 基質とともにプレートを温置し、Titertek プレートリーダーを用いて、シグナルを 650 nm で検出した。同じ結合特性を有する抗体を、同じエピトープビンの中にグループ分けした。抗体ビニング研究の結果が、表 8. 3 に示されている。

(ケ) 【0377】

(実施例 11)

D 3 7 4 Y P C S K 9 / L D L R 結合を遮断する 3 1 H 4 及び 2 1 B 1 2 の効果

本実施例は、P C S K 9 D 3 7 4 Y が L D L R に結合する能力を遮断する上での、抗体の 2 つに対する IC₅₀ 値を提供する。緩衝液 A (1 0 0 mM カコジル酸ナトリウム、pH 7.4) 中に希釈されたヤギ抗 L D L 受容体抗体 (R & D Systems) 2 μg / m L で、透明な 3 8 4 ウェルプレート (Costar) を被覆した。緩衝液 A でプレートを完全に洗浄した後、緩衝液 B (緩衝液 A 中の 1 % ミルク) で 2 時間ブロックした。洗浄後、緩衝液 C (1 0 mM CaCl₂ が補充された緩衝液 B) 中に希釈された L D L 受容体 (R & D Systems) 0.4 μg / m L とともに、プレートを 1.5 時間温置した。この温置と同時に、緩衝液 A 中に希釈された 3 1 H 4 IgG 2, 3 1 H 4 IgG 4, 2 1 B 1 2 IgG 2 又は 2 1 B 1 2 IgG 4 抗体の様々な濃度又は緩衝液 A のみ (対照) とともに、ビオチン化された D 3 7 4 Y P C S K 9 の 2 0 n g / m L を温置した。L D L 受容体を含有するプレートを洗浄し、

ビオチン化されたD 3 7 4 Y P C S K 9／抗体混合物をプレートに移し, 室温で1時間温置した。LDL受容体へのビオチン化されたD 3 7 4 Y の結合は, 緩衝液C中の500 n g / mLのストレプトアビジン-HRP (Biosource)とともに, 次いで, TMB基質(KPL)とともに温置することによって検出した。1 NHC 1を用いてシグナルを消光し, 450 nmで吸光度を読み取った。

【0378】

この結合研究の結果が, 図6 Aから6 Dに示されている。要約すると, 各抗体に対してIC₅₀値を測定し, 31H4 IgG2に対して199 pM (図6 A), 31H4 IgG4に対して156 pM (図6 B), 21B12 IgG2に対して170 pM (図6 C) 及び21B12 IgG4に対して169 pM (図6 D) であることが見出された。

【0379】

抗体は, このアッセイにおいて, LDLへの野生型PCK9の結合も遮断した。

【0380】

(実施例12)

細胞LDL取り込みアッセイ

本実施例は, 様々な抗原結合タンパク質が細胞によるLDLの取り込みを低下させ得ることを示す。…

【0381】

細胞取り込みアッセイの結果が, 図7 Aから7 Dに示されている。要約すると, 各抗体に対してIC₅₀値を測定し, 31H4 IgG2に対して16.7 nM (図7 A), 31H4 IgG4に対して13.3 nM (図7 B), 21B12 IgG2に対して13.3 nM (図7 C) 及び21B12 IgG4に対して18 nM (図7 D) であることが見出さ

れた。これらの結果は、適用された抗原結合タンパク質が P C S K 9 (D 3 7 4 Y) の効果を低下させて、細胞による L D L の取り込みを遮断できることを示している。抗体は、このアッセイにおいて、野生型 P C S K 9 の効果も遮断した。

(コ) 【0 3 8 2】

(実施例 1 3)

6 日の研究における 3 1 H 4 抗体の血清コレステロール低下効果
P C S K 9 タンパク質に対する抗体治療を介した野生型 (W T) マウスにおける総血清コレステロール (T C) 低下を評価するために、以下の手順を行った。

【0 3 8 3】

J a c k s o n L a b o r a t o r y (B a r H a r b o r, M E) から得られた雄の W T マウス (C 5 7 B L / 6 系統, 9 から 1 0 週齢, 1 7 - 2 7 g) には、実験の期間を通じて、通常の食餌 (H a r l a n d - T e k l a d, D i e t 2 9 1 8) を与えた。t = 0 において、マウスの尾静脈を通じて、1 0 m g / k g のレベルで、抗 P C S K 9 抗体 3 1 H 4 (P B S 中の 2 m g / m L) 又は対照 I g G (P B S 中 2 m g / m L) の何れかをマウスに投与した。ナイーブマウスも、ナイーブ対照群として別に分けた。投薬群及び屠殺の時間が、表 9 に示されている。

【0 3 8 5】

表 9 に示されている所定の時点での C O₂ 窒息を用いて、マウスを屠殺した。大静脈を通して、エッペンドルフチューブの中に血液を集め、室温で 3 0 分間凝固させた。次いで、血清を分離するために、1 0 分間、1 2, 0 0 0 × g での卓上遠心機中で、試料を遠心沈降させた。H i t a c h i 9 1 2 臨床分析装置及び R o c h e / H i t a c h i T C 及び

HDL-Cキットを用いて、血清総コレステロール及びHDL-Cを測定した。

【0386】

実験の結果が、図8Aから8Dに示されている。要約すると、抗体31H4が投与されたマウスは、実験の間にわたって、減少した血清コレステロールレベルを示した（図8A及び図8B）。さらに、マウスは減少したHDLレベルを示すことも注目される（図8C及び図8D）。図8A及び図8Cに関して、%変化は、同じ時点での対照IgGに対する $(*P < 0.01, \#P < 0.05)$ 。図8B及び8Dに関して、%変化は、 $t = 0$ 時間で、ナーブ動物中において測定された総血清コレステロール及びHDLレベルに対する $(*P < 0.01, \#P < 0.05)$ 。

【0387】

低下したHDLレベルに関して、マウス中でのHDLの減少はHDLの減少がヒトで起きることを示唆せず、この生物中での血清コレステロールが減少したことをさらに反映するに過ぎないことが当業者に理解されることが注目される。マウスは高密度リポタンパク質（HDL）粒子中に血清コレステロールの大半を輸送し、これはLDL粒子上に殆どの血清コレステロールを有するヒトとは異なることが注目される。マウスでは、総血清コレステロールの測定は、血清HDL-Cのレベルを最も近似する。マウスHDLは、LDL受容体（LDLR）に対するリガンドであるアポリポタンパク質E（apoE）を含有しており、LDLRによるHDLの排除を可能とする。従って、HDLを調べることは、マウスにおける、本実施例での適切な指標である（HDLの減少は、ヒトに対しては予測されないことが理解される。）。これに対して、例えば、ヒトHDLは、apoEを含有しておらず、LDLRに対するリガンド

ではない。P C S K 9 抗体はマウス中でのL D L R発現を増加させるので、肝臓はより多くのH D Lを排除させることができ、従って、血清H D L-C レベルを低下させる。

【0388】

(実施例14)

6日の研究における、L D L R レベルに対する抗体3 1 H 4 の効果
本実施例は、予想されたように、抗原結合タンパク質が、経時的に、
対象中のL D L Rのレベルを変化させることを示す。L D L R レベルに
に対する抗体3 1 H 4 の効果を確認するために、ウェスタンプロット分析
を行った。実施例13で記載した屠殺されたマウスから得られた肝臓組
織5 0から1 0 0 m gを、完全なプロテアーゼ阻害剤 (R o c h e) を
含有するR I P A緩衝液 (S a n t a C r u z B i o t e c h n o
l o g y I n c .) 0. 3 m L中において均質化した。ホモゲネート
を氷上で3 0分間温置し、細胞破碎物を沈降させるために遠心した。B
i o R a d タンパク質アッセイ試薬 (B i o R a d l a b o r a t
o r i e s) を用いて、上清中のタンパク質濃度を測定した。7 0 °Cで
1 0分間、タンパク質1 0 0 μ gを変性させ、4から1 2 %B i s-T
r i s S D S 勾配ゲル (I n v i t r o g e n) 上で分離した。0. 4
5 μ m P V D F 膜 (I n v i t r o g e n) にタンパク質を移し、室温
で1時間、5%無脂肪ミルクを含有する洗浄緩衝液 (5 0 m M T r i s
P H 7. 5, 1 5 0 m M N a C 1 , 2 m M C a C 1 ₂及び0. 0 5 %
T w e e n 2 0) 中でブロックした。次いで、室温で1時間、ヤギ抗マ
ウスL D L R抗体 (R & D s y s t e m) 1 : 2 0 0 0又は抗β アクチ
ン (s i g m a) 1 : 2 0 0 0を用いて、プロットのプローブ検査を行
った。プロットを短時間洗浄し、ウシ抗ヤギI g G-H R P (S a n t
a C r u z B i o t e c h n o l o g y I n c .) 1 : 2 0 0 0

又はヤギ抗マウス IgG-HRP (Upstate) 1:2000とともに温置した。室温で1時間の温置後、プロットを完全に洗浄し、ECL plusキット (Amersham biosciences) を用いて、免疫反応性バンドを検出した。ウェスタンプロットは、図9に図示されているように、抗体31H4の存在下でのLDLRタンパク質レベルの増加を示した。

【0389】

(実施例15)

13日の研究における抗体31H4の血清コレステロール低下効果

13日の研究において、PCSK9タンパク質に対する抗体治療を介した野生型(WT)マウスにおける総血清コレステロール(TC)低下を評価するために、以下の手順を行った。

【0390】

Jackson Laboratory…から得られた雄のWTマウス(C57BL/6系統、9から10週齢、17–27g)には、実験の期間を通じて、通常の食餌…を与えた。t=0において、マウスの尾静脈を通じて、10mg/kgのレベルで、抗PCSK9抗体31H4(PBS中の2mg/mL)又は対照IgG(PBS中2mg/mL)の何れかをマウスに投与した。ナイーブマウスも、ナイーブ対照群として別に分けた。

【0391】

投薬群及び屠殺の時間が、表10に示されている。動物を屠殺し、肝臓を摘出し、実施例13のとおりに調製した。

【0393】

6日の実験を13日の研究に延長すると、6日の研究において観察された同じ血清コレステロール低下効果が、13日の研究においても観察さ

された。より具体的には、 $10\text{ mg}/\text{kg}$ で投薬された動物は、3日目に、血清コレステロールの31%の減少を示し、13日までに、投薬前レベルまで徐々に戻った。図10Aは、この実験の結果を図示する。図10Cは、31H4の $10\text{ mg}/\text{kg}$ 用量を用いた、及び同じく $10\text{ mg}/\text{kg}$ の別の抗体16F12を用いた上記手順を反復した結果を図示している。投薬群及び屠殺の時間が、表11に示されている。

【0395】

図10Cに示されているように、16F12及び31H4は何れも、単回投薬のみの後に、総血清コレステロールの著しく、大幅な減少をもたらし、1週以上にわたって（10日又はそれ以上）有益であった。反復された13日の研究の結果は最初の13日の研究の結果と合致しており、3日目における26%の血清コレステロールレベルの減少が観察される。図10A及び図10Bに関して、%変化は、同じ時点での対照 IgGに対する $(^*P < 0.01)$ 。図10Cに関して、%変化は、同じ時点での対照 IgGに対する $(^*P < 0.05)$ 。

(サ) 【0422】

(実施例26)

インビボでLDLを低下させるPCSK9及びABPの能力に対するマウスモデル

ヒトPCSK9を過剰発現するマウスを作製するために、マウス中のLDL-コレステロールの測定可能な増加を与える正しい力値を測定するためヒトPCSK9を発現するように組換え的に修飾されたアデノ随伴ウイルス（AAV）の様々な濃度を、尾静脈投与を介して3週齢WT C57BL/6マウスに注射した。ヒトPCSK9を発現するこのウイルスを用いて、ウイルスの $4.5 \times 10^6 \text{ pfu}$ は循環血液中の約 $40\text{ mg}/\text{dL}$ のLDL-コレステロールレベル（WTマウス中のL

D Lの正常レベルは、約 10 mg/dL である。)をもたらすことが決定された。これらの動物中のヒトP C S K 9 レベルは、約 $13\text{ }\mu\text{g/mL}$ であることが見出された。この注射基準を用いて、マウスのコロニーを作製した。

【0423】

注射から1週後に、LDL-コレステロールレベルに関してマウスを評価し、異なる処理群へ無作為に振り分けた。次いで、尾静脈注射をして、16F12, 21B12又は31H4抗原結合タンパク質の 10 mg/kg 又は 30 mg/kg の何れかの単回大量瞬時注射を動物に投与した。投薬対照として、動物の別個の群にIgG2A B Pを投与した。次いで、A B P動物から24及び48時間後に、動物のサブグループ($n=6$ から7)を安楽死させた。何れの投薬量でも、IgG2投与後に、LDL-コレステロールレベルに対する影響は存在しなかった。

31H4及び21B12は何れも、IgG2対照(2つの異なる投薬量で図14A及び14Bに示されている。)と比べて、投与後最大48時間まで(48時間を含む。)著しいLDL-コレステロール低下を示した。16F12は、48時間の時点までに、約 40 mg/dL のベースラインに復帰するレベルで、中間のLDL-コレステロール低下応答を示す。このデータは、31H4と21B12の間でヒトP C S K 9に対してほぼ等しい結合親和性を示し、P C S K 9に対して16F12のより低い親和性を示すインビトロ結合データ(B i a c o r e及びK i n e x a)と合致している。

(シ) 【0438】

(実施例30)

21B12は、P C S K 9の触媒ドメインに結合し、31H4と異なる結合部位を有し、31H4と同時にP C S K 9に結合することができ

る。

【0439】

本実施例は、2.8 オングストロームの分解能で測定された（以下の実施例に記載されている条件），31H4 及び 21B12 の Fab 断片に結合された PCSK9 ProCat（配列番号 3 の 31 から 449）の結晶構造を表す。図 19A 及び 19B に図示されているこの結晶構造は、31H4 及び 21B12 が PCSK9 上に異なる結合部位を有すること、両抗原結合タンパク質は PCSK9 に同時に結合できることを示す。構造は、21B12 は PCSK9 の触媒ドメイン由来のアミノ酸残基と相互作用することを示す。この構造において、PCSK9 と 31H4 の間の相互作用は上に観察されたものと類似している。

【0440】

21B12 との相互作用界面の特異的コア PCSK9 アミノ酸残基が、21B12 タンパク質の 5 オングストローム以内に存在する PCSK9 残基として定義された。コア残基は、以下のとおりである。S153, S188, I189, Q190, S191, D192, R194, E197, G198, R199, V200, D224, R237, D238, K243, S373, D374, S376, T377 及び F379。

【0443】

当業者によって理解されるように、実施例 30 から得られる結果は、PCSK9 に対する抗体結合タンパク質のどこが PCSK9 に対して相互作用できるか、及び EGFr との（従って、LDLR との）相互作用から PCSK9 をなお遮断できることを示す。従って、これらの PCSK9 残基の何れかと相互作用し、又はこれらの残基の何れかを遮断する抗原結合タンパク質は、PCSK9 と EGFr（従って、LDLR）の相互作用を阻害する抗体として有用であり得る。従って、幾つかの実施

形態において、上記残基の何れかと相互作用し、又は上記残基の 5 オンゲストローム以内の残基と相互作用する抗体は、LDLRへの PCSK9 結合の有用な阻害を提供するものと想定される。同様に、上記残基の何れかを遮断する抗原結合タンパク質（例えば、競合アッセイを介して測定することができる。）は、PCSK9/LDLR 相互作用の阻害のためにも有用であり得る。

(ス) 【0489】

(実施例 37)

エピトープマッピングービニング

実施例 10 中の組に加えて、ビニング実験の別の組を実施した。実施例 10 におけると同様に、互いに競合する ABP は、標的上の同じ部位に結合するものと考えることができ、一般的な語法では、互いに「ビン」を形成していると言われる。

【0490】

Jia 他 (J. Immunological Methods, 288 (2004) 91–98) によって記載された多重化ビニング法の改変を使用した。室温で 1 時間、暗所にて、0.5 μg/mL ビオチン化一価マウス抗ヒト IgG 捕捉抗体 (BD Pharmingen, #555785) 100 μL 中で、ストレプトアビジンによって被覆された Luminex ビーズの各ビーズコードを温置し、次いで、PBSA (1% ウシ血清アルブミン (BSA) を加えたリン酸緩衝化生理的食塩水 (PBS)) で 3 回洗浄した。2 μg/mL 抗 PCSK9 抗体 (Coating Antibody) 100 μLとともに、各ビーズコードを別々に 1 時間温置した後、PBSA で 3 回洗浄した。ビーズをプールした後、96 ウエルフィルタープレート (Millipore, #MSBVN1250) に分配した。2 μg/mL の精製された PCS

K9タンパク質 $100\mu\text{L}$ をウェルの半分に添加した。緩衝液を対照として他の半分に添加した。反応を1時間温置した後、洗浄した。 $2\mu\text{g}/\text{mL}$ 抗PCSK9抗体(DetectionAb) $100\mu\text{L}$ を全てのウェルに添加し、1時間温置し、次いで、洗浄した。別の対象として、無関係のヒトIgG(Jackson, #009-000-003)を走行させた。各ウェルに、PE連結された一価マウス抗ヒトIgG(BD Pharmingen, #555787) $20\mu\text{L}$ を添加し、1時間温置し、次いで、洗浄した。PBSA $100\mu\text{L}$ 中にビーズを再懸濁し、最低 100 事象/ビーズコードをBioplex装置(BioRad)上で収集した。

【0491】

PCSK9を含有する対応する反応のシグナルから、PCSK9なしでの抗体対の中央値蛍光強度(MFI)を差し引いた。抗体対が同時に(従って、異なるビンに)結合したと考えられるためには、差し引かれたシグナルは、それ自身と競合する抗体のシグナルより3倍大きく、且つ無関係の抗体と競合する抗体のシグナルより3倍大きくなればならなかった。

【0492】

上記から得られたデータは、図23Aから23Dに図示されている。ABPは、5つのビンに属した。影が付いた枠は、PCSK9へ同時に結合することができるABPを示している。影がない枠は、結合に関して互いに競合するABPを示している。結果の要約が、表37.1に示されている。

【0494】

ビン1(ABP21B12と競合する。)及び3(31H4と競合する)は、互いに排他的であり、ビン2はビン1及び3と競合し、並びに

ビン4はビン1及び3と競合しない。この実施例において、ビン5は、他のビンに適合するA B Pを記載するために、「キャッチオール」ビンとして表される。従って、ビンのそれぞれの中の上記A B Pは、P C S K 9上のエピトープ位置の異なる種類の代表であり、それらの幾つかは互いに重複する。

【0495】

当業者によって理解されるように、基準A B PがプローブA B Pの結合を妨げるのであれば、抗体は同じビン中にあると称される。A B Pが使用される順序が重要であり得る。A B P Aが基準A B Pとして使用され、A B P Bの結合を遮断すれば、逆は必ずしも真ではない。…一般に、何れの順序においても競合が観察されれば、A B Pは互いにビンであると称され、両A B Pが互いに遮断することができれば、エピトープはより完全に重複する可能性がある。

(セ) 【0521】

表39.5は、様々な抗体に対するヒットの全ての要約を示している。

【0523】

これらの残基が関連するエピトープの一部又は全部をどのようにして形成するかをさらに調べるために、上記位置を様々な結晶構造モデル上にマッピングし、結果が図27Aから27Eに示されている。…

【0526】

図27Dは、31H4及び21B12抗体とのP C S K 9の結晶構造上にマッピングされた、12H11エピトープヒットを図示する。構造は、P C S K 9残基を以下のように同定する。薄い灰色は、変異を受けていない残基を示し（構造上に明示されている残基を除く。），より濃い灰色は変異を受けた残基を示す（それらの一部は発現できな

かった。)。(図の上に示されている影に関わらず)明示されている残基を検査し、E C 5 0 及び／又はB m a x の有意な変化を得た。1 2 H 1 1 は、上に記載されているビニングアッセイにおいて、2 1 B 1 2 及び3 1 H 4 と競合する。

イ 前記アの記載事項によれば、本件明細書の発明の詳細な説明には、本件訂正発明1及び9に関し、次のような開示があることが認められる。

(ア) P C S K 9 (プロタンパク質コンベルターゼスプチリシンケクション9型)は、セリンプロテアーゼであり、L D L R (低密度リポタンパク質受容体)と結合して、相互作用し、L D L Rとともに肝臓の細胞内に取り込まれ、肝臓中のL D L Rのレベルを低下させ、さらには、細胞表面(細胞外)でL D Lへの結合に利用可能なL D L Rの量を減少させることにより、対象中のL D Lの量を増加させる(【0 0 0 2】、【0 0 0 3】、【0 0 7 1】)。

配列番号4 9のアミノ酸配列からなる重鎖可変領域と、配列番号2 3のアミノ酸配列からなる軽鎖可変領域とを含む抗体(「2 1 B 1 2」)(参照抗体)と「競合」する、単離されたモノクローナル抗体は、P C S K 9がL D L Rに結合するのを妨げる位置及び／又は様式で、P C S K 9に結合し、P C S K 9とL D L R間の相互作用(結合)を遮断し、又は低下させ、「競合的に中和する」中和抗原結合タンパク質(中和A B P)である(【0 1 3 8】、【0 1 4 0】、【0 1 5 5】、【0 2 6 1】、【0 2 6 9】、表2)。

(イ) このP C S K 9に対する中和A B Pは、P C S K 9とL D L Rとの結合を中和し、L D L Rの量を増加させることにより、対象中のL D Lの量を低下させ、対象中の血清コレステロールの低下をもたらす効果を奏し、また、この効果により、高コレステロール血症などの上昇したコレステロールレベルが関連する疾患を治療し、又は予防し、

疾患のリスクを低減することができるので、治療的に有用であり得る（【0155】，【0270】，【0271】，【0276】）。

(2) 甲1の開示事項について

ア 甲1（訳文甲1の2）には、次のような記載がある（下記記載中に引用する「図2A」及び「図3」については別紙2参照）。

(ア) 「分泌されたPCK9が肝細胞及び並体結合マウスの肝臓におけるLDLR受容体の数を減少させる。」（2995頁論文名、訳文1頁）

(イ) 「我々は、HePG2細胞の培養液に添加された精製PCK9が、用量及び時間依存的な態様で細胞表面のLDLRの数を減少させることを示す。この活性は、高コレステロール血症を引き起こす機能獲得型変異体PCK9（D374Y）において、約10倍大きいものであった。PCK9の結合や取り込みは、LDLRの存在に大きく依存した。共免疫沈降及びリガンドブロッティング試験はPCK9とLDLRとが直接会合することを示した。…PCK9が血漿中で活性であるかを決定するために、PCK9トランスジェニックマウスを野生型同腹子と並体結合した。並体結合の後、分泌されたPCK9は野生型マウスの循環血中に運ばれ、肝臓のLDLRの数を、ほぼ検出できないレベルにまで減少させた。我々は、分泌されたPCK9はLDLRと結合して肝臓のLDLRタンパク質のレベルを減少させると結論する。」（2995頁要約3行～14行、訳文1頁）

(ウ) 「PCK9の生物活性はマウスにおける過剰発現研究をとおして明らかとなった。転写後のPCK9過剰発現は、肝臓におけるLDLRの量を減少させた（3, 8-10）。PCK9が、通常時LDLRタンパク質のレベルを制御することの確証は、ヒト及びマウスにおける機能喪失研究により行われた。PCK9対立遺伝子にナンセ

ンス変異のヘテロ接合を有する個体は、著しくより低い血漿LDLコレステロールレベルを有し、PCK9活性の低下はLDLRの増加を導くことが示唆された（11）。これらの結論は、PCK9ノックアウトマウスの研究によっても裏付けられ、当該研究は、PCK9の欠失が、肝細胞におけるLDLRの数の増大、血漿LDLクリアランスの加速、そして著しくより低い血漿コレステロールレベルという結果をもたらすことを示した（12）。最近のほとんどの研究において、PCK9に機能欠失型変異のヘテロ接合を有するヒトは、アテローム硬化性心疾患を発症する長期的リスクにおける大幅な低減を有することが示された（13）。

ヒトの遺伝的データ及びマウスのin vivo研究は、PCK9の一つの機能はLDLRの数を減少させることであること、及び、この機能は、基礎状態のヒトにおいても明白であることを示している。」（2995頁右欄6行～25行、訳文1頁～2頁）

(エ) 「図2

細胞培養液に組換え精製PCK9を添加した後のHePG2細胞における内在性LDLRの減少。（A）HePG2細胞における細胞外PCK9－仲介型LDLR分解の投与量応答性。」（2996頁左欄、訳文2頁）

「図2Aに示されるように、生理学的に適切な濃度である、PCK9の0.5 μg/mlとともにインキュベーションした後、細胞表面のLDLRの数は、約50%減少した（レーン2）。そして、PCK9の2.5 μg/mlへの接触後には、ほぼ検出不能となった（レーン4）。HePG2細胞の、PCK9の5または10 μg/mlとの4時間のインキュベーションは、細胞全体のLDLRタンパク質のレベルを約50%減少させた（レーン11および12）。FLAGタグ化され

た P C S K 9 は、細胞全体抽出物において、濃度依存的に検出されたが（レーン 7～12），ビオチンラベル化された細胞表面タンパク質は検出されなかつたので（レーン 1～6），このことは、細胞に結合した P C S K 9 の大部分が内在化されたことを示唆する。」（2997 頁左欄 11 行～21 行，訳文 2 頁～3 頁）

(オ) 「序論において議論されたように、P C S K 9 におけるある種の点突然変異は、高コレステロール血症を引き起こす。1 つのこのような突然変異が、細胞をベースとしたアッセイにおいて、P C S K 9 の活性を増大させるか否かを決定するために、野生型 P C S K 9 及び P C S K 9 変異体 D 3 7 4 Y (4) の種々の量が、H e p G 2 細胞に対し、L D L R タンパク質レベルが測定された後で、添加された（図 3）。D 3 7 4 Y 変異体は、この変異を有する個体は重篤な高コレステロール血症を示してきたことから（16），研究のために選択された。P C S K 9 (D 3 7 4 Y) は、細胞表面 L D L R の低下において、野生型 P C S K 9 よりも、少なくとも 10 倍高い活性を示した。したがって、0. 25 μ g / m l の P C S K 9 (D 3 7 4 Y) は、少なくとも、2. 5 μ g / m l の野生型 P C S K 9 と同程度に効果的である（レーン 5 及び 11 の比較）。野生型 P C S K 9 とのインキュベーション後に、L D L R の数は、細胞全体抽出物において著しく低下し、10 倍低い濃度の P C S K 9 (D 3 7 4 Y) においても同様の結果が得られた（レーン 13～24）。異なる濃度が用いられたにもかかわらず、細胞抽出物において測定された野生型及び変異型 P C S K 9 の量は同様であり、このことは、変異型タンパク質は、細胞によって、野生型タンパク質と比較して約 10 倍より効果的に取り込まれたことを示唆する。」（2997 頁左欄 30 行～右欄 7 行，訳文 3 頁）

「図 3

精製されたP C S K 9 (D 3 7 4 Y) 変異体のH e p G 2 細胞培養液への添加により、増大された細胞結合及びL D L R分解。細胞は、培養液C中において18時間培養され、その後、示された量の精製されたヒトP C S K 9又はP C S K 9 (D 3 7 4 Y)とともに4時間インキュベートされた。L D L R、F L A G-タグ化P C S K 9、及び、トランスフェリン受容体のイムノプロット分析が図2の説明文に記載されているように行われた。アステリスクは、非特異的結合を示す。同様の結果が3つの独立した実験において得られた。」(2997頁、訳文3頁～4頁)

(カ) 「共免疫沈降と一致して、P C S K 9 (D 3 7 4 Y) 変異体は、L D L Rタンパク質に対してより大きな親和性で結合するとみられた。組み合わせれば、これらの研究の結果は、P C S K 9 (D 3 7 4 Y) が、L D L Rに対して野生型P C S K 9と比較してより高い親和性で結合することを示し、これは、P C S K 9変異体がL D L Rを破壊する能力の増大と相関する知見である。」(2998頁右欄20行～25行、訳文4頁)

(キ) 「本報告において、我々は、内因性のP C S K 9が細胞から急速に分泌されること、および、分泌されたP C S K 9は培養されたH e p G 2 細胞及びマウス初代肝細胞の培養液に添加されるとL D L Rを破壊すること、を実証する。培養細胞においてL D L Rの数を減少させるのに有効なP C S K 9の濃度はヒト血漿中において測定される血漿P C S K 9の濃度と同等の範囲であった。P C S K 9の細胞との会合と細胞への取り込みがL D L Rへの結合を介して生じた。そして、両方のタンパク質は、後期エンドサイトーシス／リソソームのコンパートメントに共局在化された。P C S K 9がL D L Rタンパク質レベルを減少させるには、P C S K 9がL D L Rを伴って、エンドゾーム／

リソソームのコンパートメントへ内在化されることが必要であった。なぜなら、この活性はA R Hの不存在下においてブロックされたからである。最後に、我々は、P C S K 9はトランスジェニックマウスの血漿中に存在し、当該分泌されたタンパク質は、肝臓のL D L Rの破壊において活性であることを示す。

分泌されたP C S K 9の活性のメカニズムについての洞察は、M E F s及びマウス肝細胞における研究に由来し、それらの研究はP C S K 9の大部分が細胞表面に結合するのにL D L Rが必要とされることを示したものである（図4 A及び図6 B）。これらの研究は、L D L RとP C S K 9が直接相互作用しうることを示唆するものであったが、そして、L D L RとP C S K 9が直接相互作用することは、L D L RとP C S K 9についての共免疫沈降及びリガンドプロッティングの研究により確認された（図5）。」（3 0 0 1 頁左欄下から2 4 行～下から2 行、訳文4 頁）

(ク) 「これらを合わせ考えると、現在入手可能なデータは、P C S K 9が細胞外と細胞内とで機能し得ることを示唆するが、しかし、いずれの経路が通常のおよび／または病的条件下において優位であるのか分からぬ。現在、当該タンパク質が細胞内で作用することを示唆するすべての研究は、強力なC M Vプロモーターを通じたP C S K 9過剰発現を用いて行われたものである。過剰発現は、生理学的に生じない細胞内分画におけるP C S K 9とL D L Rとの結合を許容する可能性がある。本研究において、我々は、生理学的に適切な濃度のP C S K 9がH e p G 2細胞に添加されたときに細胞表面のL D L Rの数を著しく減少させたことを実証することができた（図2 および3）。」（3 0 0 2 頁左欄下から7 行～右欄4 行、訳文4 頁～5 頁）。

(ケ) 「P C S K 9の機能喪失型変異体を有するヒトからの遺伝学的デー

タとP C S K 9を欠損したノックアウトマウスにおける研究を組み合わせると、タンパク質分解酵素の阻害剤が高コレステロール血症の治療に対して治療学的に有益であり得ることが明確に示される。マウスにおける酵素的に不活性な形態のP C S K 9の過剰発現は、L D L R タンパク質レベルを変化させなかつたことのみからすれば（文献〔9〕），小胞体におけるP C S K 9のプロテアーゼ活性の阻害剤は、L D L R タンパク質レベルを減少させる能力を阻害するのに十分であろう。本研究のデータが示唆するとおりに、P C S K 9が分泌因子として機能するならば、L D L Rとの相互作用を遮断する抗体、または血漿におけるその活性を遮断する阻害剤の開発などの、P C S K 9の活性を中和する追加の手法が、高コレステロール血症の治療として探求し得る。」（3002頁右欄下から13行～最終行、訳文5頁）

(コ) 「抗体。抗ヒトP C S K 9ポリクローナル抗体のために、Prot e a nソフトウェア（L a s e r g e n e ; D N A s t a r）を用いてヒトP C S K 9アミノ酸配列の免疫原性領域を分析した。アミノ酸165-180（R Y R A D E Y Q P P D G G S L V）及び220-240（A S K C D S H G T H L A G V V S G R D A G）を合成し、Im ject Maleimide Activated m c K L H キット（P i e r c e）を用いてキーホールリンペットヘモシアニンに結合し、以前に記載した方法（28）により、ウサギに当該ペプチド（それぞれ20 μ g）の混合物を注射した。I g G画分を血清から、ImmunoP u r e (A/G) I g G精製キット（P i e r c e）を用いて精製した。」（3003頁左欄26行～33行、訳文5頁）

イ 前記アの記載事項によれば、甲1には、①精製されたP C S K 9をH e p G 2細胞の培養液へ添加する実験により、精製されたP C S K 9が、

用量及び時間依存的な態様で、HepG2細胞の細胞表面のLDLRの数を減少させたことを確認したこと（図2及び3）（前記ア（イ）、（エ）、（オ）、（キ）、（ク）），②①の実験結果から、分泌されたPCK9は、LDLRと結合して肝臓のLDLRタンパク質のレベルを減少させるとの結論に至ったこと（前記ア（イ）），③PCK9の機能喪失型変異体を有するヒトからの遺伝学的データとPCK9を欠損したノックアウトマウスにおける研究を組み合わせると、高コレステロール血症の治療として、細胞内におけるPCK9のプロテアーゼ活性の阻害剤がLDLRのレベルを減少させる能力を阻害するのに十分であろうが、本研究のデータが示唆するとおり、PCK9とLDLRとの相互作用（結合）を遮断する抗体又は血漿におけるその活性を遮断する阻害剤の開発などのPCK9の活性を中和する追加の手法も、高コレステロール血症の治療として探求し得ること（前記ア（ケ））の開示があることが認められる。

ウ この点に関し、原告は、甲1の記載事項によれば、甲1には、PCK9とLDLRとの結合を阻害する抗体（結合中和抗体）の開示がある旨主張する。

しかしながら、甲1には、PCK9に対する抗体として、ウサギに注射して得た血清から精製して「抗ヒトPCK9ポリクローナル抗体」が得られたこと（前記ア（コ））の記載があるが、このポリクローナル抗体がPCK9とLDLRとの結合を中和するものであったことの記載はない。

また、前記イのとおり、甲1には、PCK9とLDLRとの相互作用（結合）を遮断する抗体の開発などのPCK9の活性を中和する追加の手法も、高コレステロール血症の治療として探求し得ることについての開示があるが、このような作用を有する具体的な抗体の記載や示唆はない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

エ 本件訂正発明1の特許請求の範囲（請求項1）の記載及び前記ウによれば、本件訂正発明1と甲1に記載された抗体（「抗ヒトP C S K 9 ポリクローナル抗体」）とは、①本件訂正発明1は、「単離されたモノクローナル抗体」であって、P C S K 9とL D L Rとの「結合を中和」することができる結合中和抗体であるのに対し、甲1に記載された抗体は、ポリクローナル抗体であって、P C S K 9とL D L Rとの結合中和抗体であるかどうか明らかでない点（以下「相違点A」という。）、②本件訂正発明1は、「P C S K 9との結合」に関して、「配列番号4 9のアミノ酸配列からなる重鎖可変領域を含む重鎖と、配列番号2 3のアミノ酸配列からなる軽鎖可変領域を含む軽鎖とを含む抗体」（参照抗体）と「競合する」のに対し、甲1に記載された抗体は、参照抗体と競合するかどうか明らかでない点（以下「相違点B」という。）で相違するものと認められる。

（3） 本件優先日当時の周知技術について

ア 甲220ないし224には、次のような記載がある。

（ア） 甲220（「Antibodies A LABORATORY MANUAL」，1988年（昭和63年））

「抗体 実験マニュアル」（書籍名、訳文1頁）

「ある特定の抗原に対する反応性を操り適合させるために研究者が介入できるところはわずかに限られている。そのような介入のタイプは、2つの大きなカテゴリーに分けられる。すなわち、抗原を改変すること、又は、注射の条件を変えることである。…介入の2番目の種類は、動物の選択、抗原の投与量及び形態、免疫補助剤（アジュバント）の使用、注射の経路及び回数、及び、注射の間に置かれる期間を含む。」（92頁1行～11行、訳文1頁）

「モノクローナル抗体の作成のためには、マウス及びラットの両方を用いることができる。（…）」（94頁14行～15行、訳文1頁））

(イ) 甲221(「Antibody Engineering Methods and Protocols」, 2004年(平成16年))

「3. 6 抗原結合の一次スクリーニング

1. 適切な数のELISAプレートを、プレートコーティングバッファー(プレートの表面を被覆する緩衝液)中に…可溶性抗原、又は、ストレプトアビシンでコート(表面を被覆)されたプレート(…)を用いる場合には、100～300ng/mLのビオチン化抗原を、50μL/ウェルでコート(表面を被覆)する。」(197頁12行～17行, 訳文1頁～2頁)

「3. 7 二次ELISAのスクリーニング

1. 一次スクリーニング(….)に用いられたものと同様の条件を用いて、培養プレートの数の2倍に等しい数のELISAプレートを、可溶性又はビオチン化された抗原の50μL/ウェルでコート(表面を被覆)する。」(197頁33行～36行, 訳文2頁)

(ウ) 甲222(Phage Display of Peptides and Proteins A Laboratory Manual, 1996年(平成8年))

「ペプチド及びタンパク質のファージディスプレイ 実験マニュアル」(書籍名, 訳文1頁)

「ビオチン化された抗原を用いた選択」(101頁15行, 訳文2頁)

「プロトコル12 ビオチン選択によるファージー抗体ライブラリの選択」(101頁下から5行, 訳文2頁)。

(エ) 甲223(「REVIEW Selecting and screening recombinant antibody library

a r i e s」」, 2005年(平成17年)9月)

「総説 遺伝子組み換え抗体ライブラリの選択及びスクリーニング」(題名, 訳文1頁)

「ファージディスプレイ

2種類のバクテリオファージである f d 及びM13の表面における抗体のディスプレイは, 抗体の大規模なコレクションのディスプレイ及び選択のために, 及び, 選択された抗体のエンジニアリングのために, 一般に最も広く用いられる方法である(…。」(1106頁左欄10行~右欄2行, 訳文1頁)

「図3

結合のための生体外(in vitro)選択の方法。ディスプレイライブラリからの選択は, いくつかの方法(又はそれらの組合せ)を用いて行われてきている。

(中略)

(b) ビオチン化された抗原(ビオチン(赤)はストレプトアビジンでコート(被覆)されたビーズ(グレー)介して捕捉される)」(1111頁, 訳文1~2頁)

(オ) 甲224(「REVIEWS「Potent antibody therapeutics by design」」, 2006年(平成18年)5月)

「総説 計画による, 効果的な抗体医療」(題名, 訳文1頁)

「表1 米国において治療用途のために承認されたモノクローナル抗体」(344頁, 訳文1頁)

「ヒト抗体を作製するための遺伝子導入マウスの使用は, 比較的シンプルであり, 広く用いられている技術に基づく。」(347頁左欄18行~19行, 訳文2頁)

「ファージディスプレイライブラリからのヒト抗体」（347頁左欄下から9行、訳文2頁）

「ファージディスプレイライブラリから単離後、いくつかの抗体プラグメントは、治療適用として、十分に高い結合親和性や生物学的効力を有する。」（347頁右欄30行～33行、訳文2頁）

「現在の抗体の親和性成熟とそれに続く機能的スクリーニングが、抗体の有効性を高めるための、広く用いられ、かつ、高い頻度で成功する戦略である。」（350頁右欄下から2行～351頁左欄2行、訳文3頁）

イ 前記アの記載事項を総合すると、本件優先日当時、①動物免疫法又はファージディスプレイ法により、抗原に対して特異的な結合を有するモノクローナル抗体を作製する方法、②その作製工程において、ヒト抗体を作製するための遺伝子導入マウスの使用、抗体のスクリーニングのために抗原をビオチン化により固相化する方法、遺伝子組み換え抗体のファージディスプレイライブラリを得る手段は、周知であったことが認められる。

(4) 相違点の容易想到性について

ア 本件訂正発明1の特許請求の範囲（請求項1）中には、本件訂正発明1の「PCK9とLDLRタンパク質の結合を中和することができ、PCK9との結合に関して、配列番号49のアミノ酸配列からなる重鎖可変領域を含む重鎖と、配列番号23のアミノ酸配列からなる軽鎖可変領域を含む軽鎖とを含む抗体と競合する」にいう「抗体と競合する」との意義を規定した記載はない。本件明細書を参照すると、本件明細書には、「競合アッセイによって同定される抗原結合タンパク質（競合抗原結合タンパク質）には、基準抗原結合タンパク質と同じエピトープに結合する抗原結合タンパク質及び立体的妨害が生じるのに、基準抗原結合タンパク質に結合されるエピトープに十分に近接した隣接エピトープに結合する抗原結合タ

ンパク質が含まれる。」（【0140】）、「中和A B Pは、P C S K 9がL D L Rに結合するのを妨げる位置及び／又は様式で、P C S K 9に結合する。このようなA B Pは、「競合的に中和する」A B Pと特に記載することができる。」（【0155】）との記載がある。

以上の本件訂正発明1の特許請求の範囲（請求項1）の文言及び本件明細書の上記記載事項を総合すると、本件訂正発明1の「抗体と競合する」とは、「配列番号49のアミノ酸配列からなる重鎖可変領域を含む重鎖と、配列番号23のアミノ酸配列からなる軽鎖可変領域を含む軽鎖とを含む抗体」（参照抗体）がP C S K 9に結合する部位と同一のP C S K 9上の部位又は参照抗体とP C S K 9との結合の立体的障害となるP C S K 9上の部位に結合することを意味するものと解される。

イ 甲1には、「高コレステロール血症の治療として、細胞内におけるP C S K 9のプロテアーゼ活性の阻害剤がL D L Rのレベルを減少させる能力を阻害するのに十分であろうが、本研究のデータが示唆するとおり、P C S K 9とL D L Rとの相互作用（結合）を遮断する抗体又は血漿におけるその活性を遮断する阻害剤の開発などのP C S K 9の活性を中和する追加の手法も、高コレステロール血症の治療として探求し得ること」（前記(2)イ③）の開示があり、この開示事項は、P C S K 9とL D L Rとの相互作用（結合）を遮断し、P C S K 9の活性を中和する抗体は、高コレステロール血症の治療に有用であり得ることを示唆するものといえるから、甲1に接した当業者に対し、P C S K 9とL D L Rとの結合中和抗体を得ることの動機づけとなるものと認められる。

加えて、甲1には、P C S K 9とL D L Rとの結合を中和することができるモノクローナル抗体の記載はないものの、本件優先日当時、動物免疫法又はファージディスプレイ法により、モノクローナル抗体を作製する一般的な方法は周知であったこと（前記(3)イ①）からすると、当業者は、

甲 1 及び上記周知技術に基づいて、P C S K 9 と L D L R との結合を中和することができる、何らかのモノクローナル抗体（相違点 A に係る本件訂正発明 1 の構成）を得ることは可能であったものと認められる。

ウ(ア) 一方で、甲 220 の記載事項（前記(3)ア(ア)）によれば、動物免疫法による抗体の作製においては、動物の選択、抗原の投与量及び形態、免疫補助剤（アジュバント）の使用、注射の経路及び回数及び注射の間に置かれる期間を含む（動物に対する）「注射の条件」の違いによって、抗原に対する反応性の異なる抗体が得られることは、本件優先日当時、技術常識であったものと認められる。

この点に関し、本件明細書には、実施例 1 として、参照抗体及びこれと競合する、P C S K 9 と L D L R との結合中和抗体を得るために、表 3 記載の免疫化プログラムのスケジュールに従って、ヒト免疫グロブリン遺伝子を含有する二つのグループのマウスにヒト P C S K 9 抗原を 1 回注射して免疫化マウスを作製し、P C S K 9 に対して特異的な抗体を産生するマウス（10 匹）を選択したこと（【0312】、【0313】、【0320】、表 3）の記載がある。具体的には、第 1 回目の強化免疫において、抗原 $10 \mu g$ を各マウスに腹腔内注射したこと、その後の強化免疫は、尾の基部への皮下注射と腹腔内注射を交互に各 $5 \mu g$ の用量で行ったこと、腹腔内注射の際に、T i t e r M a x^(R) G o l d を加えたエマルジョンとして抗原を調製し、尾の基部への皮下注射の際に、抗原を A l u m（リン酸アルミニウム）及び C p G オリゴと混合したこと、第 2 回目から第 8 回及び第 10 回目の強化免疫において、アジュバント a l u m ゲル中の抗原各 $5 \mu g$ を各マウスに注射したこと、マウス当たり抗原 $5 \mu g$ の最終注射をリン酸緩衝化された生理的食塩水（P B S）中に送達し、腹腔内及び尾の基部の皮下にそれぞれ 50 % ずつ送達したこと、ヒト P C S K 9 に対する抗体の力値を E L I S A に

よって検査し、免疫プログラムの終わりに、PCK9に対して特異的であるように見受けられる10匹のマウスを選択したことの記載がある。

そして、本件明細書には、①上記選択された免疫化マウスを使用して、PCK9に対する抗原結合タンパク質を産生するハイブリドーマを作製したこと（実施例2、【0322】～【0324】）、②ニュートラビジン被覆したプレートに結合させたV5タグを持たないビオチン化されたPCK9を捕捉試料とするELISAによる「一次スクリーニング」によって、合計3104の抗原特異的ハイブリドーマが得られたこと（実施例3、【0325】～【0328】）、③安定なハイブリドーマが確立されたことを確認するため、合計3000の陽性を再スクリーニングし、更に合計2441の陽性を第二のスクリーニング（「確認用スクリーニング」）で反復し、次いで、「マウス交叉反応スクリーニング」によって579の抗体がマウスPCK9と交叉反応することを確認したこと（【0329】、【0330】）、④LDLRへのPCK9結合を遮断する抗体をスクリーニングするために、ヤギ抗LDLRで被覆したプレートに、捕捉試料としてLDLRを結合させ、ハイブリドーマ枯渇上清とともに、ビオチン化されたヒトD374YPCSK9をプレート上に移し、LDLRに結合されたビオチン化PCK9をストレプトアビジンHRPを用いて検出するスクリーニング（「大規模受容体リガンド遮断スクリーニング」）を行い、PCK9とLDLRウェル間での相互作用を強く遮断する384の抗体が同定され、100の抗体は、PCK9とLDLRの結合相互作用を90%超阻害したこと（【0332】）、⑤④により同定された384の中和物質（遮断物質）のサブセットに対して、大規模受容体リガンド遮断スクリーニングと同じプロトコールを使用して反復スクリーニング（「遮断物質のサブセットに対する受容体リガンド結合アッセイ」）を行い、90%を超えた

て、P C S K 9 変異体酵素と L D L R 間の相互作用を遮断する 8 5 の抗体が同定されたこと（【0 3 3 3】，【0 3 3 4】），⑥これらのアッセイ（スクリーニング）の結果に基づいて同定された P C S K 9 との所望の相互作用を有する抗体を產生するいくつかのハイブリドーマ株中に参照抗体（2 1 B 1 2）が含まれていたこと（【0 3 3 6】，表2），⑦参照抗体は、P C S K 9 と L D L R との結合を強く遮断する中和抗体であること（実施例 1 1，【0 1 3 8】，【0 3 7 8】）の記載がある。

本件明細書の上記記載を総合すると、まず、本件明細書記載の免疫プログラムに従って P C S K 9 に対して特異的な抗体を產生する免疫化マウスを作製及び選択し、次に、選択された免疫化マウスを使用してハイブリドーマ（合計 3 1 0 4 の抗原特異的ハイブリドーマ）を作製し、このハイブリドーマから產生された抗体に対して、P C S K 9 と L D L R との結合相互作用を強く遮断する抗体を同定するために特定のプロトコールのスクリーニングを組み合わせて実施し、その結果に基づいて、同定された P C S K 9 との所望の相互作用を有する抗体の一つとして、P C S K 9 と L D L R との結合を強く中和する参照抗体が得られたことが認められる。

しかるところ、本件優先日当時の上記技術常識に照らすと、本件明細書記載の免疫化プログラムに従って免疫化された免疫化マウスから產生される抗体とこれと異なる条件及びスケジュールの免疫化プログラムに従って免疫化された免疫化マウスから產生される抗体とでは、P C S K 9 に対して異なる反応性を示すものと認められ、免疫化プログラムの条件及びスケジュールを最適化し、参照抗体を得るのに適した免疫化マウスを作製するには、通常期待し得る範囲を超えた試行錯誤を要するものと認められる。

また、モノクローナル抗体の作製工程において、ヒト抗体を作製する

ための遺伝子導入マウスの使用や抗体のスクリーニングのために抗原をビオチン化により固相化する方法は、本件優先日当時、周知であったものの（前記(3)イ②），これらの技術を用いて、上記免疫化マウスを使用して作製されたハイブリドーマから参照抗体を得るのに適したスクリーニング系を構築することについても、一定の創意工夫が必要であるものと認められる。

しかしながら、甲1には、本件明細書記載の免疫化プログラムの条件及びスケジュールに関する記載や示唆はなく、そもそもPCK9とLDLRとの結合を阻害する抗体（結合中和抗体）の作製方法の記載はない。

そうすると、当業者は、甲1及び周知技術（前記(3)イ）に基づいて、動物免疫法によって、参照抗体を得ることを容易に想到することができたものと認めることはできない。

(イ) また、ファージディスプレイ法によるモノクローナル抗体の作製には、抗体のCDRのアミノ酸配列を設計し、当該アミノ酸配列を有するファージディスプレイライブラリを作製する必要があるが、甲1には、参照抗体のCDRのアミノ酸配列情報（本件明細書の【0123】，図3JJ）の記載はなく、また、本件優先日前に、上記アミノ酸配列情報が広く知られていたことを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、当業者は、甲1及び周知技術（前記(3)イ）に基づいて、ファージディスプレイ法によって、参照抗体を得ることを容易に想到することができたものと認めることはできない。

エ 前記イ及びウを総合すると、甲1に接した当業者は、甲1及び周知技術（前記(3)イ）に基づいて、PCK9とLDLRとの結合を中和することのできる、何らかのモノクローナル抗体（相違点Aに係る本件訂正発明1の構成）を得ることが可能であったとしても、参照抗体を得ることを

容易に想到することができたものと認められないから、参照抗体が P C S K 9 に結合する部位と同一の P C S K 9 上の部位又は参照抗体と P C S K 9 との結合の立体的障害となる P C S K 9 上の部位に結合する、参照抗体と「競合する」抗体（相違点 B に係る本件訂正発明 1 の構成）についても、容易に想到することができたものと認めるることはできない。

オ これに対し原告は、①本件明細書記載の図 2 7 D （P C S K 9 上の L D L R 及び参照抗体の結合部位の位置関係を示した図）及び実施例 3 7 の表 3 7. 1 （参照抗体と競合するか否かを何ら指標とすることなく、P C S K 9 と L D L R との結合中和抗体を複数作成したところ、そのような抗体の多く（ビン 1 ~ 4 の抗体の総数に対するビン 1 ~ 2 の抗体の数の割合が約 6 5 %）が、参照抗体と競合するものであったことを記載したもの）、②本件明細書に記載されたデータに基づいて解析を行った A 教授の供述書を根拠として挙げて、P C S K 9 と L D L R との結合中和抗体を取得した場合、その中には参照抗体と競合する抗体が多く含まれており、少なくとも所定の割合で含まれているといえる、したがって、当業者は、何らかの P C S K 9 と L D L R との結合中和抗体をいくつか作成するだけで、参照抗体と競合する結合中和抗体を取得し得たものであるから、甲 1 に接した当業者は、甲 1 及び周知技術に基づいて、参照抗体と競合する結合中和抗体を容易に想到することができた旨主張する。

しかしながら、本件明細書記載の表 3 7. 1 は、確認用スクリーニングによって P C S K 9 に結合する抗体を產生する 2 4 4 1 の安定なハイブリドーマが確立したことを確認し（【0 3 2 9】），そのうちの一部（合計 3 9 抗体）についてエピトープビニングした結果を要約したものであり（【0 4 8 9】～【0 4 9 2】），この表を分析しても、P C S K 9 と L D L R との結合中和抗体のうち、参照抗体と競合する抗体の割合を導き出すことはできない。

次に、A教授の供述書における本件明細書の図27Dに基づく分析は、抗体が、PCSK9とLDLRとの結合を中和するためには、少なくとも2つのアミノ酸残基においてPCSK9上のLDLRの結合部位と重複しなければならず、その結合部位のサイズは $20\text{ \AA} \times 30\text{ \AA}$ であることを前提として、PCSK9とLDLRとの結合を中和する抗PCSK9抗体は、「図27Dに図示されるとおり、それらの抗体の結合の態様及びLDLRのPCSK9表面上の結合部位から、PCSK9とLDLRとの結合を中和する抗PCSK9抗体のほとんどが21B12又は31H4のいずれかと競合することは明らかである。」旨を述べたものであるところ（甲204の「4. 1」、訳文3頁），上記の見解は、「21B12又は31H4のいずれかと競合する」とあるように、PCSK9とLDLRとの結合を中和する抗PCSK9抗体が参考抗体（21B12抗体）のほとんどと競合することを述べたものではなく、また、そのように参考抗体と競合することを示す実証的データの裏付けもない。

さらに、ノバルティス社が出願した発明に係る公表特許公報（優先日2007年（平成19年）4月13日。乙9）によれば、PCSK9とLDLRとの結合相互作用を中和する「H1-Fab」（抗PCSK9抗体）のhPCSK9（ヒトPCSK9）との結合部位（エピトープにおけるアミノ酸残基101～107及び123～132に結合）（段落【0237】～【0241】）の領域は、参考抗体（21B12抗体）と競合する領域（本件明細書の【0440】等）とは異なるものであることに照らすと、PCSK9とLDLRとの結合を中和する抗体であれば、参考抗体と競合する関係にあるとはいえず、参考抗体と競合する抗体が多く含まれているということもできない。

したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

(5) 小括

以上によれば、本件訂正発明1は、甲1及び周知技術に基づいて、容易に想到することができたものとはいえないから、これと同旨の本件審決の判断に誤りはなく、原告主張の取消事由1-1は理由がない。

2 取消事由1-2（本件訂正発明9の進歩性の判断の誤り）

原告は、本件訂正発明9は、本件訂正発明1記載の抗体を含む医薬組成物に関する発明であるところ、甲1には、P C S K 9とL D L Rとの結合中和抗体が高コレステロール血症の治療のために有用であり得ることが明示的に開示されていることからすると、本件訂正発明1の場合と同様に、当業者は、甲1及び周知技術に基づいて、本件訂正発明9に含まれる医薬組成物を容易に想到することができたものであるから、これと異なる本件審決の判断は誤りである旨主張する。

しかしながら、本件訂正発明1は、甲1及び周知技術に基づいて、当業者が容易に想到することができたものとはいえないことは、前記1(5)のとおりであるから、原告の上記主張は、その前提を欠くものであって、理由がない。

したがって、原告主張の取消事由1-2は理由がない。

3 取消事由2（サポート要件の判断の誤り）について

(1) サポート要件の適合性について

ア 前記1(1)及び(4)ウ(ア)の認定事実を総合すると、本件明細書の発明の詳細な説明には、本件訂正発明1及び9に関し、次のとおりの開示があることが認められる。

(ア) P C S K 9（プロタンパク質コンベルターゼズブチリシンケクシン9型）は、セリンプロテアーゼであり、L D L R（低密度リポタンパク質受容体）と結合して、相互作用し、L D L Rとともに肝臓の細胞内に取り込まれ、肝臓中のL D L Rのレベルを低下させ、さらには、細胞表面（細胞外）でL D Lへの結合に利用可能なL D L Rの量を減少させることにより、対象中のL D Lの量を増加させる（【0 0 0 2】，【0 0

03】，【0071】)。

「中和抗体」という用語は，リガンドに結合し，リガンドの生物学的効果を妨げ，又は低下させる抗体を表し，抗P C S K 9 抗体においては，P C S K 9 とL D L R の結合を妨げることによる中和と，P C S K 9 とL D L R の結合は妨げず，L D L R のP C S K 9 媒介性分解を妨げるこことによる中和がある（【0138】）。

「競合する」という用語は，検査されている抗体が抗原への参照抗体の特異的結合を妨げ，又は阻害する程度を測定する各種アッセイによって決定された，抗体間の競合を意味するものであり，競合アッセイによって同定される抗体には，参照抗体と同じ又は重複するエピトープに結合する抗体や，参照抗体がエピトープに結合するのを立体的に妨害するのに十分なほど近接した隣接エピトープに結合する抗体が含まれる（【0140】，【0269】）。

「エピトープ」という用語は，抗体によって結合される抗原の領域であり，抗原がタンパク質の場合，抗体に直接接触する特定のアミノ酸を含む（【0142】）。

(イ) 配列番号49のアミノ酸配列からなる重鎖可変領域と，配列番号23のアミノ酸配列からなる軽鎖可変領域とを含む抗体（「21B12」）（参照抗体）と「競合」する，単離されたモノクローナル抗体は，P C S K 9 がL D L R に結合するのを妨げる位置及び／又は様式で，P C S K 9 に結合し，P C S K 9 とL D L R 間の相互作用（結合）を遮断し，又は低下させ，「競合的に中和する」中和抗原結合タンパク質（中和A B P）である（【0138】，【0140】，【0155】，【0261】，【0269】，表2）。

このP C S K 9 に対する中和A B Pは，P C S K 9 とL D L Rとの結合を中和し，L D L R の量を増加させることにより，対象中のL D L の

量を低下させ、対象中の血清コレステロールの低下をもたらす効果を奏し、また、この効果により、高コレステロール血症などの上昇したコレステロールレベルが関連する疾患を治療し、又は予防し、疾患のリスクを低減することができるので、治療的に有用であり得る（【0155】、【0270】、【0271】、【0276】）。

(ウ) 参照抗体及びこれと競合する、P C S K 9 と L D L Rとの結合中和抗体を得るために、表3記載の免疫化プログラムの手順及びスケジュールに従って、ヒト免疫グロブリン遺伝子を含有する二つのグループのマウスにヒトP C S K 9 抗原を11回注射して免疫化マウスを作製し、P C S K 9 に対して特異的な抗体を産生するマウス（10匹）を選択した（実施例1、【0312】、【0313】、【0320】、表3）。

これらの選択された免疫化マウスを使用して、P C S K 9 に対する抗原結合タンパク質を産生するハイブリドーマを作製し（実施例2、【0322】～【0324】）、ニュートラビジン被覆したプレートに結合させたV5タグを持たないビオチン化されたP C S K 9 を捕捉試料とするE L I S Aによる「一次スクリーニング」によって、合計3104の抗原特異的ハイブリドーマが得られた（実施例3、【0325】～【0328】）。

安定なハイブリドーマが確立されたことを確認するため、「一次スクリーニング」によって得られた上記ハイブリドーマのうち、合計300の陽性を再スクリーニングし、更に合計2441の陽性を第二のスクリーニング（「確認用スクリーニング」）で反復し、次いで、「マウス交叉反応スクリーニング」によって579の抗体がマウスP C S K 9 と交叉反応することを確認し（【0329】、【0330】），さらに、L D L RへのP C S K 9 結合を遮断する抗体をスクリーニングするため

に、「大規模受容体リガンド遮断スクリーニング」を行い、PCK9とLDLRウェル間での相互作用を強く遮断する384の抗体が同定され、100の抗体は、PCK9とLDLRの結合相互作用を90%超阻害した（【0332】）。

このように同定された384の中和物質（遮断物質）のサブセットに対して、「遮断物質のサブセットに対する受容体リガンド結合アッセイ」を行い、90%を超えて、PCK9変異体酵素とLDLR間の相互作用を遮断する85の抗体が同定された（【0333】、【0334】）。

これらのアッセイ（スクリーニング）の結果に基づいて同定されたPCK9との所望の相互作用を有する抗体を產生するいくつかのハイブリドーマ株中に含まれていた参照抗体（21B12）（【0336】、表2）は、PCK9とLDLRとの結合を強く遮断する中和抗体である（実施例11、【0138】、【0378】）。

(エ) 表2（PCK9との所望の相互作用を有する抗体を產生するいくつかのハイブリドーマ株）記載の32の抗体のうち、27B2、13H1、13B5及び3C4は非中和抗体、3B6、9C9及び31A4は弱い中和抗体、その他（参照抗体を含む。）は、強い中和抗体である（【0138】、【0336】）。

そして、上記32の抗体に対するエピトープビニングの結果によれば、21B12抗体（参照抗体）と競合するもの（ビン1）が19個、31H4抗体と競合するもの（ビン3）が7個であり、これらは互いに排他的であり、参照抗体と31H4抗体のいずれとも競合するもの（ビン2）が1個、参照抗体と31H4抗体のいずれとも競合しないもの（ビン4）が1個である（実施例10、【0373】、【0494】、表8.3）。

また、実施例10中の組に加えて、別の組（合計39抗体）に実施したエピトープビニングの結果によれば、21B12抗体（参照抗体）と競合するが、31H4抗体と競合しないもの（ビン1）が19個、21B12抗体と31H4抗体のいずれとも競合するもの（ビン2）が3個、31H4抗体と競合するが21B12抗体と競合しないもの（ビン3）が10個である。そして、ビン1に含まれる抗体のうち16個は、表2に掲げられた抗体であり、【0138】の記載によれば、そのうち27B12抗体を除く15個は中和抗体であることが確認されている（実施例37、【0489】～【0495】、表37. 1）。

イ 前記アの認定事実によれば、本件訂正発明1及び9は、本件明細書の発明の詳細な説明に記載したものであることが認められる。

そして、本件明細書記載の表37. 1には、本件明細書の記載に従って作製された免疫化マウスを使用してハイブリドーマを作製し、スクリーニングによってPCK9に結合する抗体を産生する2441の安定なハイブリドーマが確立され（【0329】），そのうちの一部（合計39抗体）について、エピトープビニングをした結果、21B12抗体（参照抗体）と競合するが、31H4抗体と競合しないもの（ビン1）が19個含まれ、そのうち15個は、中和抗体であることを確認されたこと（【0138】、表2）が示されていることに照らすと、甲1に接した当業者は、上記2441の安定なハイブリドーマから得られる残りの抗体についても、同様のエピトープビニングアッセイを行えば、本件訂正発明1の特許請求の範囲（請求項1）に含まれる参照抗体と競合する中和抗体を得られるものと認識できるものと認められる。

さらに、当業者は、本件明細書記載の免疫プログラムの手順及びスケジュールに従った免疫化マウスの作製及び選択、選択された免疫化マウスを使用したハイブリドーマの作製、本件明細書記載のPCK9とLDLR

との結合相互作用を強く遮断する抗体を同定するためのスクリーニング及びエピトープビニングアッセイ（前記ア(ウ)及び(エ)）を最初から繰り返し行うことによって、本件明細書に記載された参照抗体と競合する中和抗体以外にも、本件訂正発明1の特許請求の範囲（請求項1）に含まれる参照抗体と競合する様々な中和抗体を得られるものと認識できるものと認められる。

以上によれば、本件訂正発明1（請求項1）は、サポート要件に適合するものと認められる。

また、前記ア(イ)のとおり、本件明細書には、高コレステロール血症などの上昇したコレステロールレベルが関連する疾患を治療し、又は予防し、疾患のリスクを低減することができるので、治療的に有用であり得ることの記載があることに照らすと、当業者は、本件明細書の記載から、本件訂正発明1の抗体を医薬組成物として使用できることを認識できるものと認められる。

したがって、本件訂正発明9（請求項9）は、サポート要件に適合するものと認められる。

（2）原告の主張について

ア 原告は、本件訂正発明1の特許請求の範囲（請求項1）は、抗体の構造を特定することなく、機能ないし特性（「結合中和」及び「参照抗体との競合」）のみによって定義された発明であるため、文言上ありとあらゆる構造の膨大な数ないし種類の抗体を含むものであるが、本件明細書に記載された具体的な抗体はわずか3グループないし3種類の抗体しかなく、また、参照抗体と「競合する」抗体であれば、P C S K 9とL D L Rとが結合中和するとはいはず、参照抗体と「競合する」抗体であることは、「結合中和」の指標にはならないから、本件明細書に記載されていないありとあらゆる構造の抗体についてまでも、本件明細書の記載から、P C S K 9

とLDLRとの結合中和抗体の提供という本件訂正発明1の課題を解決で
きると認識し得るものではないとして、本件訂正発明1及び9はサポート
要件に適合しない旨主張する。

しかしながら、動物免疫法によるモノクローナル抗体の作製プロセスでは、動物の体内で特定の抗原に特異的に反応する抗体が産生され、その免疫化動物を使用して作製したハイブリドーマをスクリーニングし、特定の結合特性を有する抗体を同定する過程において、アミノ酸配列が特定されていくことは技術常識であるから、特定の結合特性を有する抗体を得るために、その抗体の構造（アミノ酸配列）をあらかじめ特定することが必須であるとは認められない。

そして、本件訂正発明1（請求項1）は、「PCSK9とLDLRタンパク質の結合を中和することができ」、かつ、「PCSK9との結合に関する」、参考抗体（21B12抗体）と「競合する」ことを発明特定事項とするものであり、前記(1)イのとおり、当業者は、抗体のアミノ酸配列を参照しなくとも、本件明細書の記載から、本件訂正発明1の特許請求の範囲（請求項1）に含まれる参考抗体と競合する中和抗体を得られるものと認識できるものと認められる。

また、参考抗体と「競合する」抗体であれば、PCSK9とLDLRとの結合を中和するものといえないとしても、本件訂正発明1は「PCSK9とLDLRタンパク質の結合を中和することができ」る抗体であることを発明特定事項とするものであるから、そのことは、上記認定を左右するものではない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

イ　原告は、本件訂正発明1のように、物（抗体）の具体的な構造が特許請求の範囲において特定されておらず、その物が機能的にのみ定義され、スクリーニング方法によって特定された物の発明である場合には、機能的な

定義やスクリーニング方法の特定は、サポート要件を基礎付けることにはならないし、このような請求項の記載形式を認めることは、特許法の目的である産業の発達を阻害し、特許制度の趣旨に反する事態が生じる旨主張する。

しかしながら、前記アのとおり、特定の結合特性を有する抗体を得るために、その抗体の構造（アミノ酸配列）をあらかじめ特定することが必須であるとはいはず、当業者は、抗体のアミノ酸配列を参照しなくとも、本件明細書の記載から、本件訂正発明1の特許請求の範囲（請求項1）に含まれる参考抗体と競合する中和抗体を得られるものと認識できるものと認められる。

また、本件訂正発明1の請求項の記載形式によって、原告が述べるような特許法の目的である産業の発達を阻害し、特許制度の趣旨に反する事態を招くということもできない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

(3) 小括

以上によれば、本件訂正発明1及び9がサポート要件に適合するとした本件審決の判断に誤りはないから、原告主張の取消事由2は理由がない。

4 取消事由3（実施可能要件の判断の誤り）について

(1) 実施可能要件の適合性について

前記3(1)アの認定事実によれば、本件明細書の記載から、本件訂正発明1の抗体及び本件訂正発明9の医薬組成物を作製し、使用することができるものと認められるから、本件明細書の発明の詳細な説明は、当業者が本件訂正発明1及び9の実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであることが認められる。

したがって、本件訂正発明1及び9は、実施可能要件に適合するものと認められる。

(2) 原告の主張について

ア 原告は、本件訂正発明1は、抗体の構造を特定することなく、機能的にのみ定義されており、極めて多種類の抗体を含むものであるが、本件明細書の発明の詳細な説明において本件訂正発明1に含まれ得る抗体として記載された具体的な抗体（3グループないし3種類の抗体）とはアミノ酸配列が全く異なる多種多様な構造の抗体も文言上含まれ得るし、当然ながら、今後発見される、いまだ全く知られていない抗体も全て含むものであり、本件訂正発明1の特許請求の範囲に含まれる全体の抗体を得るために、当業者に期待し得る程度を超える過度の試行錯誤を要することは明らかであるから、本件訂正発明1は、実施可能要件を満たさず、また、本件訂正発明9も、これと同様である旨主張する。

しかしながら、前記3(2)アの認定事実に照らすと、特定の結合特性を有する抗体を得るために、その抗体の構造（アミノ酸配列）をあらかじめ特定することが必須であるとはいはず、当業者は、抗体のアミノ酸配列を参照しなくとも、本件明細書の記載に従って、本件訂正発明1の特許請求の範囲（請求項1）に含まれる参考抗体と競合する中和抗体を得ることができるものと認められる。

また、前記3(1)イの認定事実に照らすと、当業者は、本件明細書の記載に基づいて、本件明細書に記載された参考抗体と競合する中和抗体以外にも、本件訂正発明1の特許請求の範囲（請求項1）に含まれる参考抗体と競合する中和抗体を得られるものと認められるから、本件訂正発明1の特許請求の範囲（請求項1）に含まれる抗体を得るために、当業者に期待し得る程度を超える過度の試行錯誤を要するものとはいえない。

したがって、原告の上記主張は、理由がない。

イ 原告は、本件訂正発明1は、抗体の有すべき機能（解決すべき課題）を発明特定事項としているが、実施可能要件は実質的な要件であるから、

その物が有すべき機能を発明特定事項に記載したとしても、そのことによって当業者が当該発明に属する物の全てを使用できるとはいはず、実施可能要件を充足することにはならないし、この場合、実施可能要件違反にならないとすれば、機能的に定義された、いかなる広範囲のクレームであっても、実施可能要件を充足することが可能となり、実施可能要件の判断が形式的なものに貶められるから、本件訂正発明1は、実施可能要件を満たさず、また、本件訂正発明9も、これと同様である旨主張する。

しかしながら、前記ア認定のとおり、当業者は、本件明細書の記載に基づいて、本件明細書に記載された参照抗体と競合する中和抗体以外にも、本件訂正発明1の特許請求の範囲（請求項1）に含まれる参照抗体と競合する中和抗体を得ることができるものと認められる。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

(3) 小括

以上によれば、本件訂正発明1及び9が実施可能要件に適合するとした本件審決の判断に誤りはないから、原告主張の取消事由3は理由がない。

5 結論

以上のとおり、原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、本件審決にこれを取り消すべき違法は認められない。

したがって、原告の請求は棄却されるべきものである。

知的財産高等裁判所第4部

裁判長裁判官 大 鷹 一 郎

裁判官 古 河 謙 一

裁判官 関 根 澄 子

別紙 1

【表 2】

表 2
典型的な重鎖及び軽鎖可変領域

抗体	軽／重 配列番号
30A4	5/74
3C4	7/85
23B5	9/71
25G4	10/72
31H4	12/67
27B2	13/87
25A7	15/58
27H5	16/52
26H5	17/51
31D1	18/53
20D10	19/48
27E7	20/54
30B9	21/55
19H9	22/56
26E10	23/49
21B12	23/49
17C2	24/57
23G1	26/50
13H1	28/91
9C9	30/64
9H6	31/62
31A4	32/89
1A12	33/65
16F12	35/79
22E2	36/80
27A6	37/76
28B12	38/77
28D6	39/78
31G11	40/83
13B5	42/69
31B12	44/81
3B6	46/60

【表3】

表3

マウス系統	XMG2/k1	XMG4/k1
動物数	10	10
免疫原	PCSK9-V5/His 腹腔内注射 それぞれ 10 μg Titermax Gold	PCSK9-V5/His 腹腔内注射 それぞれ 10 μg Titermax Gold
第1回目の強化免疫	尾注射 それぞれ 5 μg Alum/CpG ODN	尾注射 それぞれ 5 μg Alum/CpG ODN
第2回目の強化免疫	腹腔内注射 それぞれ 5 μg Titermax Gold	腹腔内注射 それぞれ 5 μg Titermax Gold
第3回目の強化免疫	尾注射 それぞれ 5 μg Alum/CpG ODN	尾注射 それぞれ 5 μg Alum/CpG ODN
第4回目の強化免疫	腹腔内注射 それぞれ 5 μg Titermax Gold	腹腔内注射 それぞれ 5 μg Titermax Gold
第5回目の強化免疫	尾注射 それぞれ 5 μg Alum/CpG ODN	尾注射 それぞれ 5 μg Alum/CpG ODN
第6回目の強化免疫	腹腔内注射 それぞれ 5 μg Titermax Gold	腹腔内注射 それぞれ 5 μg Titermax Gold
第7回目の強化免疫	尾注射 それぞれ 5 μg Alum/CpG ODN	尾注射 それぞれ 5 μg Alum/CpG ODN
第8回目の強化免疫	腹腔内注射 それぞれ 5 μg Titermax Gold	腹腔内注射 それぞれ 5 μg Titermax Gold
採血		
第9回目の強化免疫	尾注射 それぞれ 5 μg Titermax Gold	尾注射 それぞれ 5 μg Titermax Gold
第10回目の強化免疫	腹腔内注射 それぞれ 5 μg Alum/CpG ODN	腹腔内注射 それぞれ 5 μg Alum/CpG ODN
第11回目の強化免疫	BIP それぞれ 5 μg PBS	BIP それぞれ 5 μg PBS
採集		

【表 8. 3】

表 8.3

クローン	ビン
21B12.2	1
31H4	3
20D10	1
25A7.1	2
25A7.3	1
23G1	1
26H5	1
31D1	1
16F12	3
28D6	3
27A6	3
31G11	3
27B2	ND
28B12	3
22E2	3
1A12.2	1
3B6	1
3C4	4
9C9	1
9H6	1
13B5	6
13H1	7
17C2	1
19H9.2	1
23B5	1
25G4	1
26E10	1
27E7	1
27H5	1
30A4	1
30B9	1

クローン	ビン
31A4	5
31B12	5

【表 37. 1】

表 37.1.

ピン1	ピン2	ピン3	ピン4	ピン5
01A12.2	27B2.1	16F12.1	11G1.5	30A4.1
03B6.1	27B2.5	22E2.1	03C4.1	13B5.1
09C9.1	12H11.1	27A6.1		13H1.1
17C2.1		28B12.1		31A4.1
21B12.2		28D6.1		31B12.1
23G1.1		31G11.1		
25G4.1		31H4.1		
26E10.1		08A1.2		
11H4.1		08A3.1		
11H8.1		11F1.1		
19H9.2				
26H5.1				
27E7.1				
27H5.1				
30B9.1				
02B5.1				
23B5.1				
27B2.6				
09H6.1				

【図 1 A】

QEDEDGDYEEVLALRSEEDGLAEAPEHGTATFHRCAKDPWRLPGTYVVVLKEETHL
SQSER TARRLQAQAARRGYLT KILHVFG LPGFLVKMSGDLLEALKLPHVDYIEEDS
SVFAQSIPWNLERITPPRYRADEYQPPDGGSLEVYLLDTSIQSDHREIEGRVMVTDFEN
VPEEDGTRFHRQASKCDSHGTHLAGVVSGRDAGVAKGASMRSRLVNCQGKGT VSGT
LIGLEFIRKSQQLVQPVGPLVLLPLAGGYSRVLNAA CQRLARAGVVLVTAAGNFRDDAC
LYSPASAPEVITVGATNAQDQPVTLGLTNFGRCV DLFAPGEDIIGASSDCSTCFVSQS
GTSQAAAHVAGIAAMMLSAEPELT LAELRQRLIHFSAKDVINEAWFPEDQRVLTPNLVA
ALPPSTHGAGWQLFCRTVWSAHSGPTRMATAIARCAPDEELLSCSSFSRSGKRRGERME
AQGGKLVCRAHNAFGGEVYAIARCC LLPQANC SVHTAPP AEASMGTRVHCHQQGHV
LTGCSSHWEVEDLGTHKPPVLRPRGQPNQCVGHREASIHASCCHAPGLECKVKEHGIPA
PQGQVTVACEEGWT LTGCSALPGTSHVLGAYAVDNTCVVRSDVSTTGSTSEEAVTAV
AICCRSRHLAQASQELQ

配列番号:1

FIG. 1A

【図 7 A】

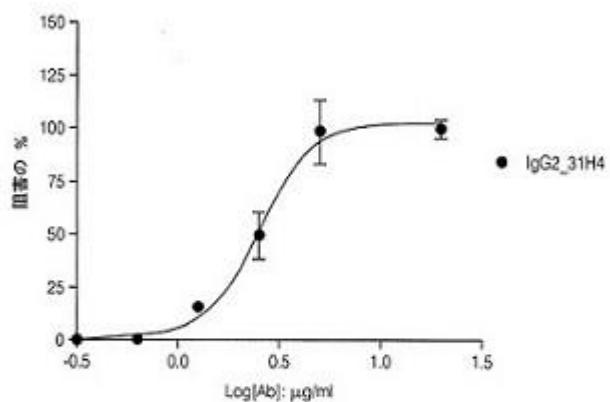


FIG. 7A

【図 7 B】

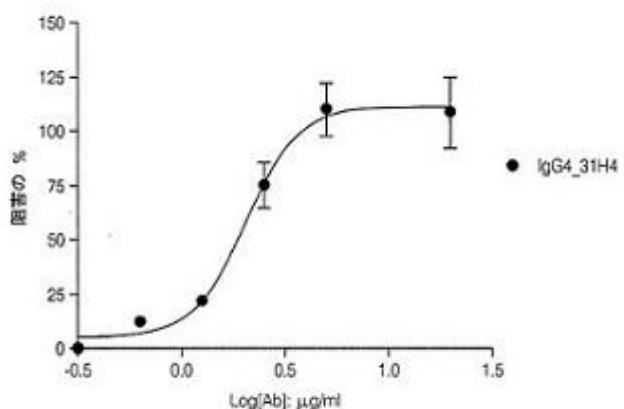


FIG. 7B

【図 7 C】

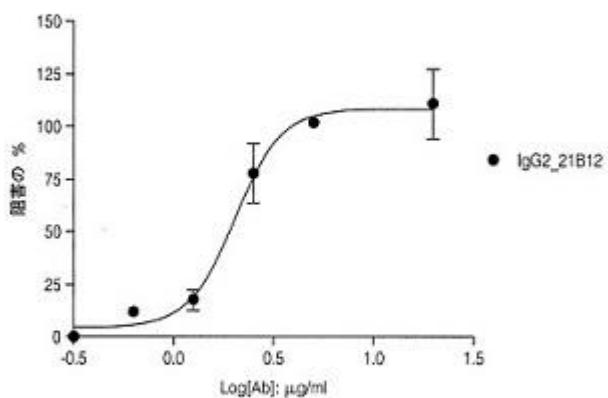


FIG. 7C

【図 7 D】

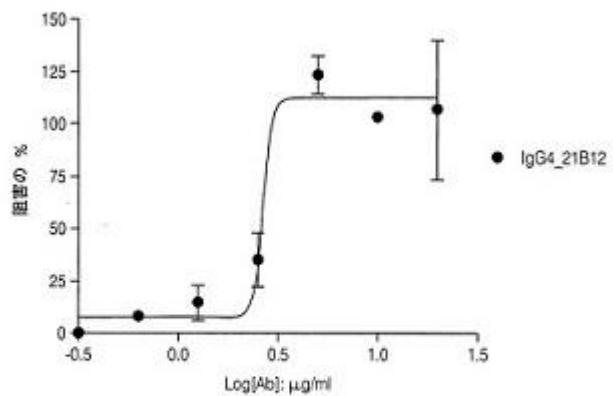


FIG. 7D

【図 14 A】

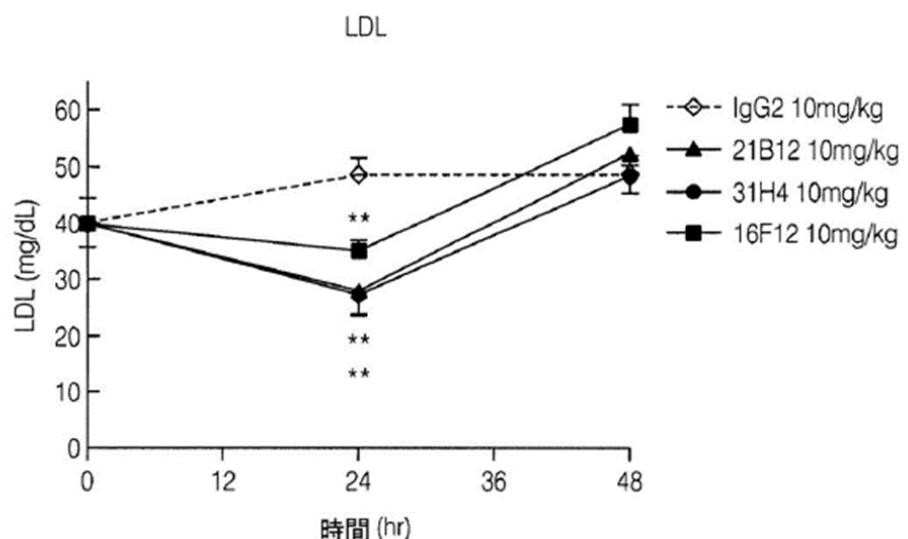


FIG. 14A

【図 14 B】

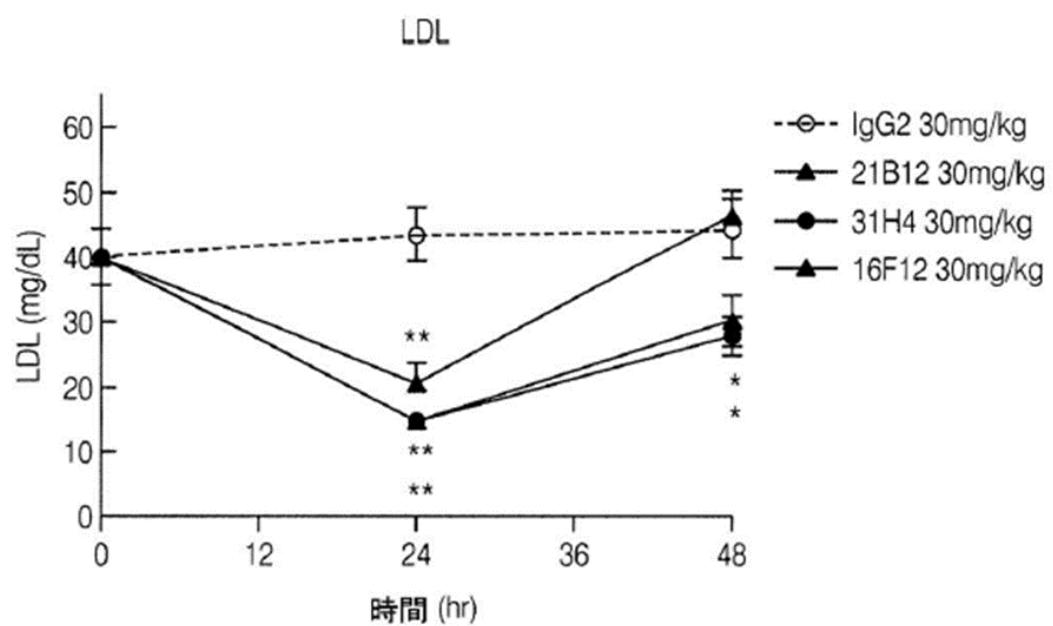


FIG. 14B

【図 20A】

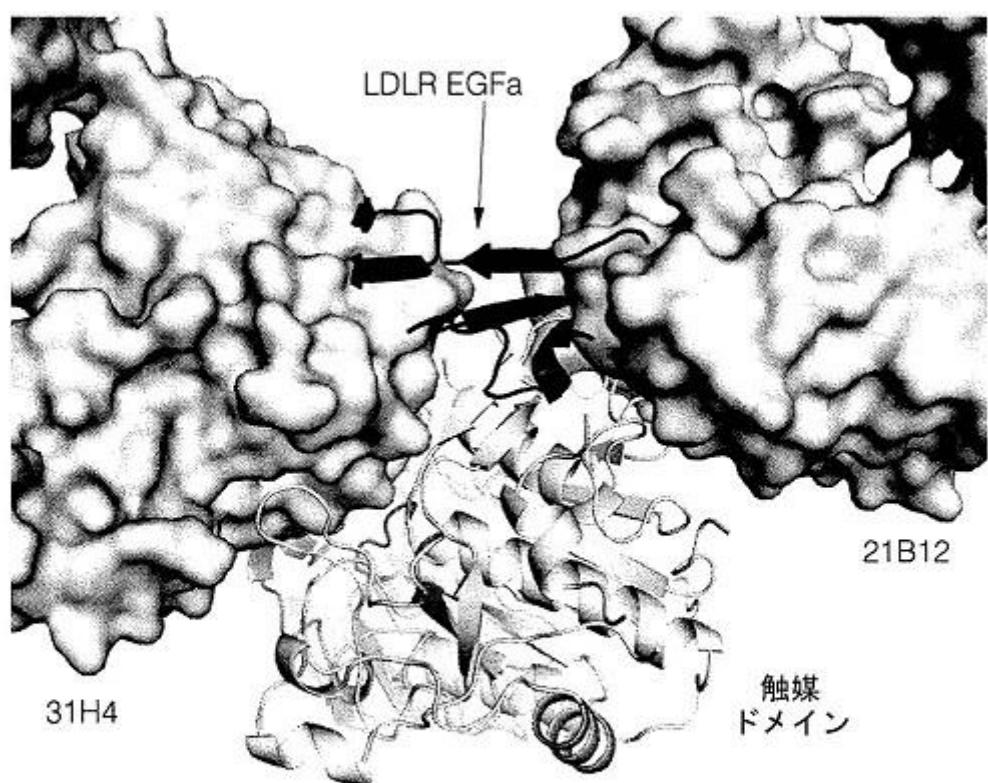


FIG. 20A

【図 20B】

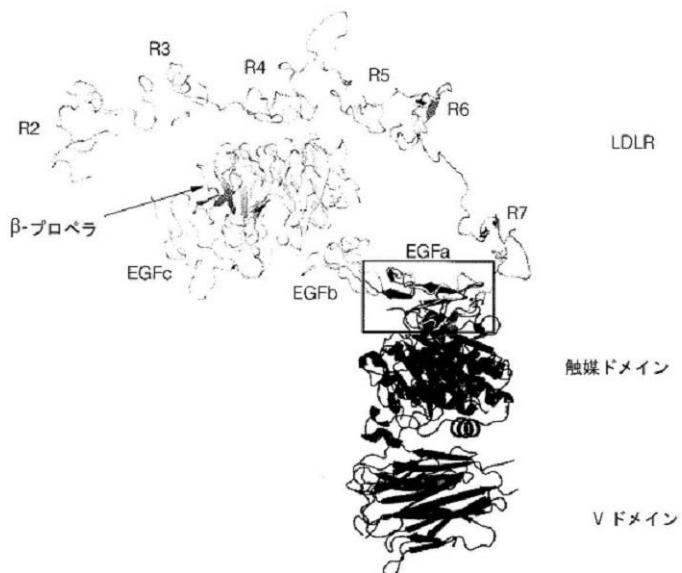


FIG. 20B

【図 20C】



FIG. 20C

【図 20D】

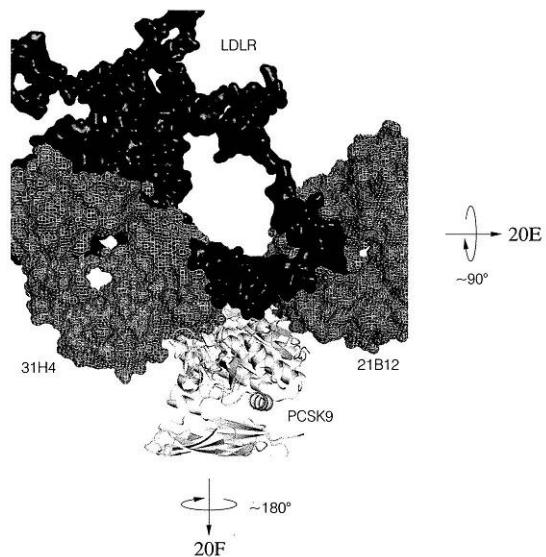
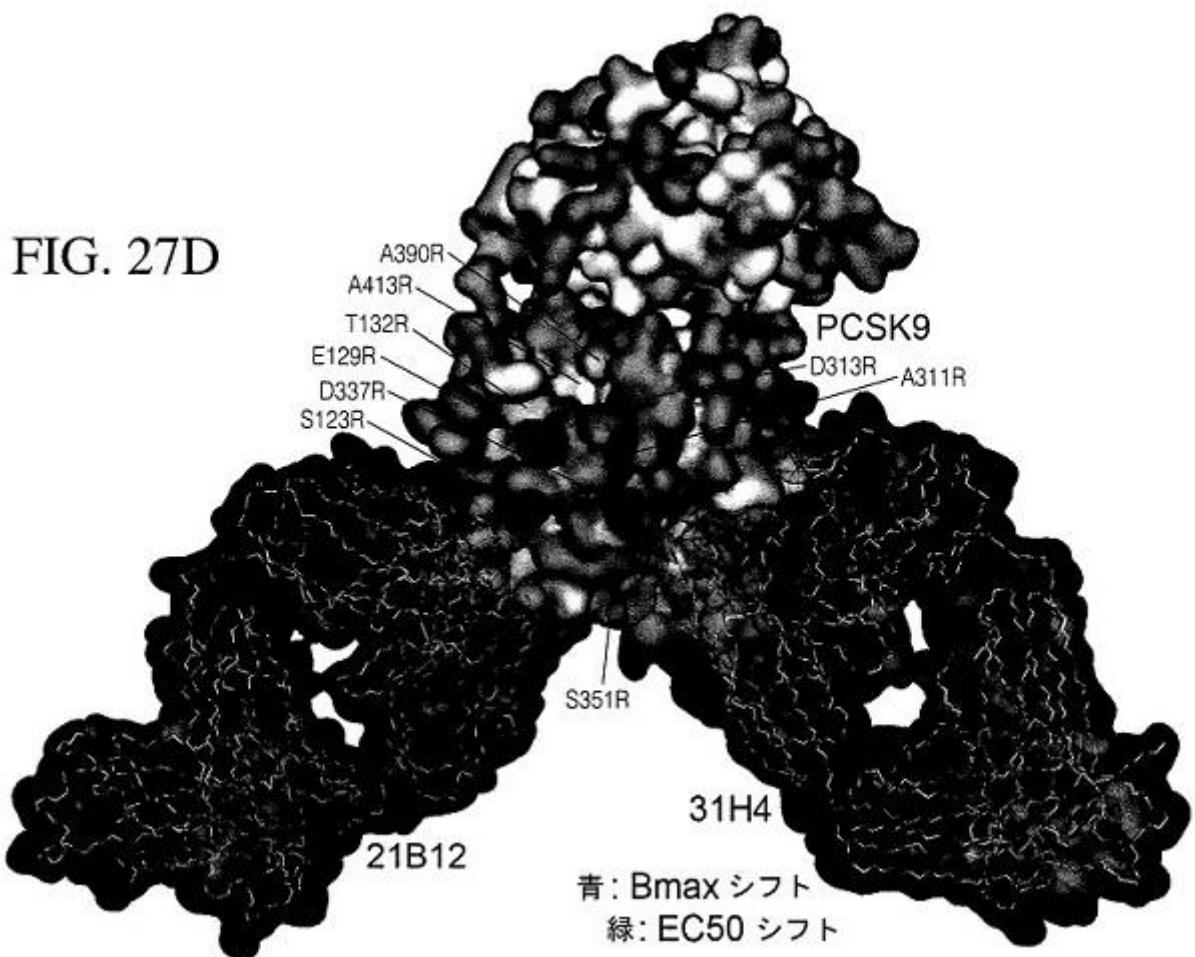


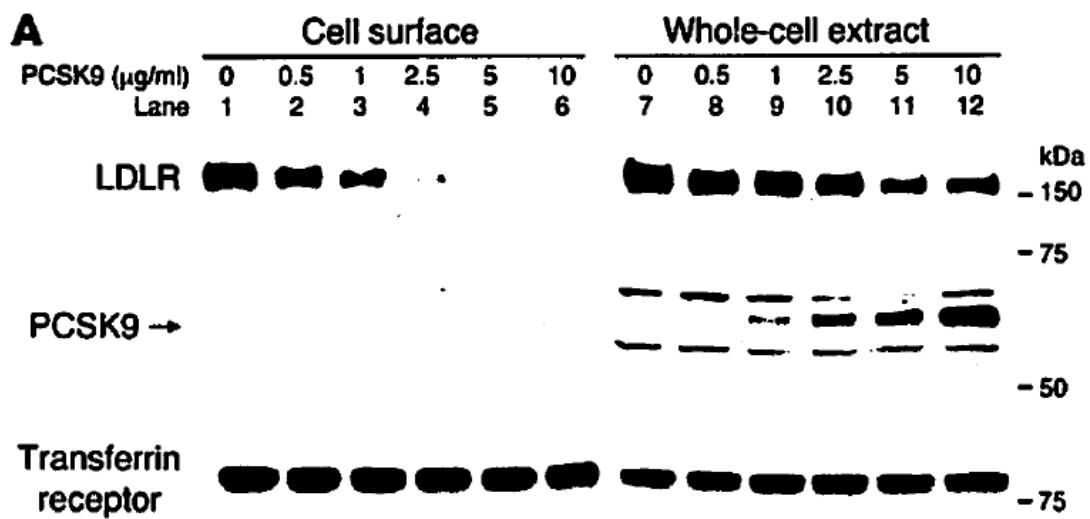
FIG. 20D

【図 27D】



別紙2

【図2A】



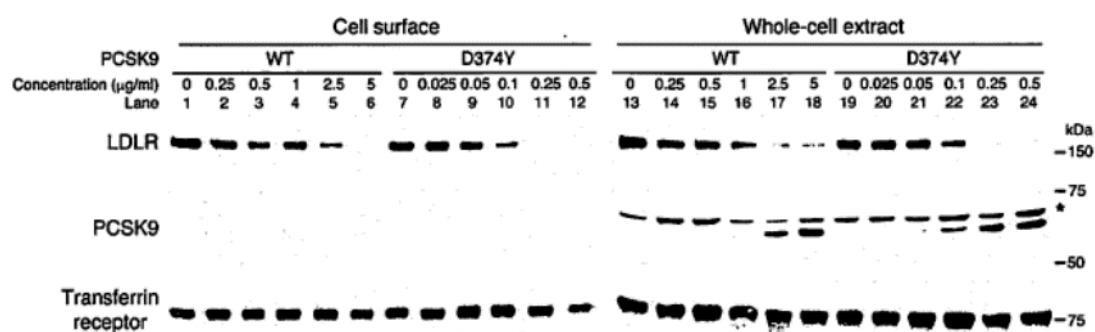
(訳)

Cell surface : 細胞表面

Whole-cell extract : 細胞全体抽出物

Transferrin receptor : トランスフェリン受容体

【図3】



(訳)

Cell surface : 細胞表面

Whole-cell extract : 細胞全体抽出物

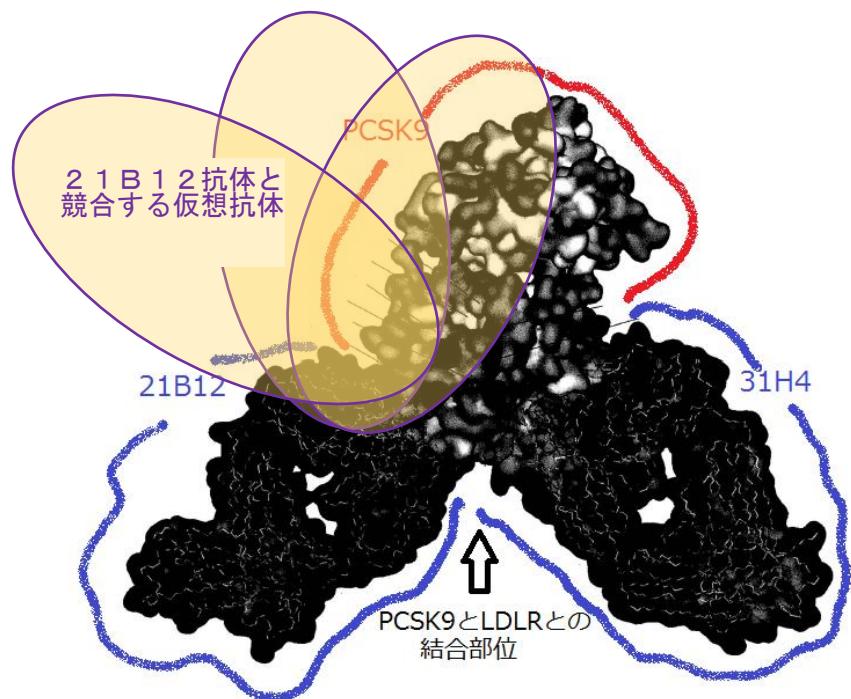
Concentration ($\mu\text{g}/\text{ml}$) : 濃度 ($\mu\text{g}/\text{ml}$)

Lane : レーン

Transferrin receptor : トランスフェリン受容体

別紙3

【図A】



【図B】

